

令和6年度

第4次 東大阪市男女共同参画推進計画 施策評価

東大阪市 人権文化部 多文化共生・男女共同参画課

第4次 東大阪市男女共同参画推進計画 評価方法について以下に示す。

【担当所属（室・課）が、施策内容に関する事業を実施したかについて】

○施策内容に関して事業を実施した場合

→ 「事業実施」欄に「実施」と記入。

●男女共同参画の視点をもって事業を実施できた場合

→ 「男女視点」欄に「有」

■どの程度男女共同参画の視点をもって事業を実施できたかを3段階で評価

→ 「R6進捗度」欄に3段階でA.B.Cを記入

<事業所管課から見た事業の進捗度>

[A] 目標どおり～目標を超えて男女共同参画の視点をもって実施した。

[B] 目標には達していないが、男女共同参画の視点をもって実施した。

[C] 目標に達せず、あまり男女共同参画の視点をもって実施できなかった。

●男女共同参画の視点をもって事業を実施できなかった場合

→ 「男女視点」欄に「無」

■「R6進捗度」欄について以下のとおり。

→ 「R6進捗度」欄に「－」を記入

<事業所管課から見た事業の進捗度>

[－] 男女共同参画の視点をもって実施できなかった。

○事業を実施していない場合

→ 「事業実施欄」に「未実施」と記入

→ 「男女視点」欄に「－」と記入

→ 「R6進捗度」欄に「評価なし」と記入

※令和6年度以前に終了している事業については、評価の対象外とする。

第4次東大阪市男女共同参画推進計画 進捗状況

基本方針	基本方向	基本施策	施策内容	施策の内容	事業名	事業概要	R6年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R6進捗度	今後の課題・方向性など	R7年度目標	備考	担当課
1	1	①	1	1	ワーク・ライフ・バランスの重要性について市民や事業所に広報・啓発します	企業啓発冊子「企業はいま...」の発行、配布	企業啓発冊子「企業はいま...」を発行し、東大阪市企業人権協議会の会員企業・人権文化部・福祉部などに配布する。	「企業はいま...」を配布し、ワーク・ライフ・バランスの重要性を周知する。	実施	有	A	企業啓発冊子「企業はいま...」の配布を通して、今後もワーク・ライフ・バランスの重要性の周知に努める。	「企業はいま...」を配布し、ワーク・ライフ・バランスの重要性を周知する。		労働雇用政策室
1	1	①	1	1	ワーク・ライフ・バランスの重要性について市民や事業所に広報・啓発します	市政だより啓発記事(市政だより)	11月のワーク・ライフ・バランス週間に合わせ市政だより「ワーク・ライフ・バランスに関する特集記事の掲載。	①1回/年 市政だより等へ掲載 ②社労士による「社会保険制度」と「働き方改革」に関する講座を実施する。	実施	有	A	①すべての人が希望するワーク・ライフ・バランスが実現できるように、引き続き市政だよりに限らずあらゆる媒体を利用して広報していく。 ②男女共同参画センターイコラムにおいて、「社労士による社労士の働き方」講座を実施し、働き方改革や社会保険制度について学ぶ講座を実施した。	①1回/年 市政だより等へ掲載 ②民法書や社労士による個別の様々な制度を学ぶ講座を実施する。 ③心身ともにより豊かに暮らすためのワーク・ライフ・バランスを実現できるような講座を実施する。		多文化共生・男女共同参画課
1	1	①	1	2	ダイバーシティの重要性を認識し、ワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方に取り組み中小企業を表彰します	CSR経営表彰事業	市内に所在する中小企業の事業所で、財務面で良好な経営を行っているとともに地域や社会における企業の社会的責任(CSR:Corporate Social Responsibility)をも果たしている企業を表彰する。							令和3年度終了	産業総務課
1	1	①	2	3	メンタルヘルスに関する相談やカウンセリングの充実を図るなど、職場での健康管理の重要性について働きかけます	職員相談事業	労働安全衛生法の規定に基づき、職員の健康の保持増進を図るため、職員に対する産業医等による心の健康相談を実施するもの。	男女共同参画の視点も含めた産業医等によるメンタルヘルスに関する相談の実施及び外部機関への委託による外部相談窓口を設置しているところであり、引き続き事業の推進に努める。また、庁内イントラネット等を活用して、職員に対して当該事業の周知に努める。 ・職員等を対象とした産業カウンセラーによるメンタルヘルスに関する研修会を実施し、男女共同参画の視点も含めた健康管理の必要性について働きかける。	実施	有	A	男女共同参画の視点も含めた事業の実施について継続しており、今後も、各種ハラスメントやワーク・ライフ・バランスに関する対策について推進していく。	・男女共同参画の視点も含めた産業医等によるメンタルヘルスに関する相談の実施及び外部機関への委託による外部相談窓口を設置しているところであり、引き続き事業の推進に努める。また、庁内イントラネット等を活用して、職員に対して当該事業の周知に努める。 ・職員等を対象とした産業カウンセラーによるメンタルヘルスに関する研修会を実施し、男女共同参画の視点も含めた健康管理の必要性について働きかける。		職員課
1	1	①	2	3	メンタルヘルスに関する相談やカウンセリングの充実を図るなど、職場での健康管理の重要性について働きかけます	男女共同参画センター相談事業 男女共同参画センター講座	メンタルヘルス等に関する相談事業の実施。	令和6年4月から実施する「イコラムみんなの相談室」において、メンタルヘルスに関する相談に応じる。	実施	有	B	「イコラム みんなの相談室」において、メンタルヘルスのみならず様々な相談に応じる。また、男女共同参画センターイコラムにおいて職場での健康管理の重要性について働きかける講座を実施する。	電話相談、面接相談、メール相談など様々な相談媒体を通して、メンタルヘルス向上にむけて働きかけを引き続き行うとともに、男女共同参画センターイコラムの講座内で職場での健康管理の重要性について事業所に働きかけを行う講座を実施する。		多文化共生・男女共同参画課
1	1	①	2	4	就労場でのハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発を行うとともに、ハラスメント防止にかかる法改正情報を周知徹底し、事業所における取組を促進します	研修事業	セクシュアル・ハラスメントの発生を防止するための研修を実施する。	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント及びパワー・ハラスメントについての理解を深め、ハラスメント発生を防止を図るため、新規採用職員研修でハラスメント防止の研修を実施する。	実施	有	A	職場におけるセクシュアル・ハラスメントと併せてマタニティ・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどでの発生を防止と、発生した場合の対応の方法についての知識の習得につながる研修を実施することができた。	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント及びパワー・ハラスメントについての理解を深め、ハラスメント発生を防止を図るため、新規採用職員研修でハラスメント防止の研修を実施する。		人事課
1	1	①	2	4	就労場でのハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発を行うとともに、ハラスメント防止にかかる法改正情報を周知徹底し、事業所における取組を促進します	人権啓発ビデオ・DVDの貸し出し	教育機関や企業内での研修のため、人権啓発ビデオ・DVDの貸し出しを行う。	年間利用件数10件。	3件(7本)貸し出し済み。	実施	有	C	利用件数が目標に達するよう周知に努める。	年間利用件数10件。	労働雇用政策室
1	1	①	2	4	就労場でのハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発を行うとともに、ハラスメント防止にかかる法改正情報を周知徹底し、事業所における取組を促進します	男女共同参画センター講座	就労場でのハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発を行うとともに、ハラスメント防止にかかる法改正情報を周知徹底し、事業所における取組を促進することができる講座の開催。	男女共同参画センターイコラム内「ハラスメント防止」に関する講座を開催またはウェブサイト上への啓発情報の提供を行う。	未実施	—	評価なし	男女共同参画センターイコラムが市内事業所と関わる機会がないことから、事業者への啓発活動を実施できていないことが課題。今後は、ウェブサイトなどを活用し、事業所におけるハラスメント防止にかかる法改正情報等の啓発活動を行うとともに、ハラスメント防止に関する講座を開催する。	男女共同参画センターイコラム内でハラスメント防止に関する講座の開催や、市内事業所にむけたウェブサイト上でのハラスメントに関する啓発情報の提供を行う。		多文化共生・男女共同参画課
1	1	①	2	5	就労場でのハラスメントに関する相談窓口の情報を積極的に提供します	研修事業	研修で就労場でのハラスメントに関する相談窓口の情報を積極的に提供する。	新規採用職員研修において、「職場におけるハラスメント防止-相談ハンドブック」を配布し、相談窓口の情報を提供する。	実施	有	A	引き続き、研修で就労場でのハラスメントに関する相談窓口の情報を積極的に提供する。	新規採用職員研修において、「職場におけるハラスメント防止-相談ハンドブック」を配布し、相談窓口の情報を提供する。		人事課
1	1	①	2	5	就労場でのハラスメントに関する相談窓口の情報を積極的に提供します	企業啓発冊子「企業はいま...」の発行、配布	「企業はいま...」を作成・配布し、ハラスメント及び相談窓口について啓発する。	「企業はいま...」を配布し、ハラスメント及び相談窓口について啓発する。	実施	有	A	企業啓発冊子「企業はいま...」の配布を通して、今後もハラスメント及び相談窓口について啓発に努める。	「企業はいま...」を配布し、ハラスメント及び相談窓口について啓発する。		労働雇用政策室
1	1	①	2	5	就労場でのハラスメントに関する相談窓口の情報を積極的に提供します	男女共同参画社会をめざす情報誌「HOW」	様々な広報媒体に相談窓口情報の掲載。	市のSNSや市政だよりなどに「イコラムみんなの相談室」の情報を掲載するとともに、「イコラムみんなの相談室」のフレットを配架し、周知に努める。	実施	有	A	「イコラムみんなの相談室」の周知活動を引き続き行い、ハラスメント等さまざまな相談に関する窓口の情報を積極的に提供を行う。	男女共同参画センターイコラム内で行う講座やイベント「イコラムみんなの相談室」のフレットの配布や、様々な広報媒体を通してハラスメントの相談窓口に関する情報提供を行う。		多文化共生・男女共同参画課
1	1	①	2	6	事業所が行う研修に対し、講師の紹介や啓発ビデオなど機材の貸し出しを実施します	人権啓発ビデオ・DVDの貸し出し	教育機関や企業内での研修のため、ハラスメントに関するビデオ・DVDの貸し出しを行う。	年間利用件数10件。	3件(7本)貸し出し済み。	実施	有	C	利用件数が目標に達するよう周知に努める。	年間利用件数10件。	労働雇用政策室

第4次東大阪市男女共同参画推進計画 進捗状況

基本方針	基本方向	基本施策	施策の進捗	施策の内容	事業名	事業概要	R6年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R6進捗度	今後の課題・方向性など	R7年度目標	備考	担当課	
1	1	①	2	6	事業所が行う研修に対し、講師の紹介や啓発ビデオなど教材の貸し出しを実施します	男女共同参画センター情報資料室事業	国・大阪府・各地方公共団体からの提供資料及び必要に応じて購入した書籍・資料を男女共同参画センター・イコラムの情報資料室で保管し、市民や関係者に閲覧・貸出を行う。	引き続き年間貸出冊数800冊以上をめざす。	必要に応じて購入した書籍やAV資料を男女共同参画センター・イコラムの情報資料室で保管するとともに、市民や関係者に閲覧・貸出を実施した。令和6年度貸出冊数:329冊	実施	有	B	男女共同参画センター・イコラムが市内事業者と関わる機会が少ないことから、市内事業者へ積極的な推進ができていないことが課題。今後は市の所管課などを通じて市内事業者へ自らの研修の際は情報資料室を活用し啓発ビデオを利用していただけるよう広報を行う。	市の所管課等を通じ、市内事業者が行う研修に対し、啓発ビデオなどの教材の貸し出しを行う。	多文化共生・男女共同参画課	
1	1	①	2	6	事業所が行う研修に対し、講師の紹介や啓発ビデオなど教材の貸し出しを実施します	出前講座	人権研修の依頼を受け、市民グループ・市内企業・学校園等に対して研修講師の派遣、または研修用視聴覚教材の貸出	引き続き、研修実施時には、毎回「ジェンダー」「女性の権利」の内容を盛り込んだ講義をする。	市内企業等の人権研修に講師派遣した5回全てで実施。	実施	有	A	常に男女共同参画の視点を持ち、時代と共に変化する人権課題を発信できるように、講義内容や視聴覚教材の見直しを行う。	引き続き、研修実施時には、毎回「ジェンダー」「女性の権利」の内容を盛り込んだ講義をする。	人権啓発課	
1	1	②	3	7	育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりや利用しやすい環境づくりや利用促進に向けた周知・啓発を行います	育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりや利用促進に向けた周知・啓発を行います	男性職員も育児休業制度を取得しやすい環境づくりのための制度の周知・啓発	男性職員も育児休業制度を取得しやすい環境づくりの。職員も育児休業制度取得人数は令和6年度は37人となった。	実施	有	A	男性職員の育児休業取得人数は、令和5年度が31人、令和6年度は37人が取得した。しかし、1ヶ月未満の比較的短期間の取得が多いため、いかにして1ヶ月以上の育児休業取得者数を増やしていくが課題となる。	男性職員も育児休業制度を取得しやすい環境づくりのための制度の周知・啓発に努める。	人事課		
1	1	②	3	7	育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりや利用促進に向けた周知・啓発を行います	①労政ニュースの発行 ②人材確保事業(東大阪商工会議所補助事業)	①労政ニュースをメルマガ、市公式LINEにて配信。 ②企業が高齢者や女性を積極的に活用できるようにセミナーを開催	今後も法令や女性活躍につながる情報を提供する。	①労政ニュースで制度の改正情報等を発信した。 ②令和7年3月27日、女性活躍促進セミナーを開催。(参加者数:22名)	実施	有	A	今後も労政ニュースや人材確保事業(東大阪商工会議所補助事業)において、法令や女性活躍につながる情報を提供する。	今後も法令や女性活躍につながる情報を提供する。	労働雇用政策室	
1	1	②	3	7	育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりや利用促進に向けた周知・啓発を行います	市政だより啓発記事(市政だより)	11月のワーク・ライフ・バランス週間に合わせて市政だよりに「ワーク・ライフ・バランス」に関する啓発記事の掲載。 ②年金や保険制度を社労士から学び、自己実現にむけた自分サイズの働き方を見出すことができる講座を開催。	①1回/年 市政だより等へ掲載。 ②年金や保険制度を社労士から学び、自己実現にむけた自分サイズの働き方を見出すことができる講座を開催。	①ワーク・ライフ・バランスについて、3月号の市政だよりに啓発特集記事を掲載した。 ②男女共同参画センター・イコラムにおいて、「社労士による私サイズの働き方」講座を実施し、働き方改革や社会保険制度について学ぶ講座を実施した。	実施	有	A	男女共同参画センター・イコラム内「育児・介護休業制度」について学ぶことができる講座の開催を行うなど、周知・啓発を行う。	①1回/年 市政だより等へ掲載。 ②11月、市政だより「ワーク・ライフ・バランス」に関する啓発記事の掲載。	多文化共生・男女共同参画課	
1	1	②	3	8	次世代育成支援対策推進法の周知と、中小企業における「一般事業主行動計画」策定に向けての情報を提供します	①労政ニュースの発行 ②人材確保事業(東大阪商工会議所補助事業)	①労政ニュースをメルマガ、市公式LINEにて配信。 ②企業が高齢者や女性を積極的に活用できるようにセミナーを開催	今後も法令や女性活躍につながる情報を提供する。	令和7年3月27日、女性活躍促進セミナーを開催。(参加者数:22名)	実施	有	A	今後も労政ニュースや人材確保事業(東大阪商工会議所補助事業)において、法令や女性活躍につながる情報を提供する。	今後も法令や女性活躍につながる情報を提供する。	労働雇用政策室	
1	1	②	3	8	次世代育成支援対策推進法の周知と、中小企業における「一般事業主行動計画」策定に向けての情報を提供します	市政だより啓発記事(市政だより)	11月のワーク・ライフ・バランス週間に合わせて市政だよりに「ワーク・ライフ・バランス」に関する啓発記事の掲載。	1回/年 市政だより等へ掲載	ワーク・ライフ・バランスについて、3月号の市政だよりに啓発特集記事を掲載した。	実施	有	A	次世代育成支援対策推進法の周知と中小企業における「一般事業主行動計画」策定に向けての情報提供ができる体を作る。	仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備などに取り組むことを可能にする講座を実施する。	多文化共生・男女共同参画課	
1	1	②	3	9	「特定事業主行動計画」に基づく市職員における両立支援を推進します	特定事業主行動計画推進事業	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、職員の仕事と家庭の両立等に関する目標および目標達成のために講ずる措置の内容等を記載した特定事業主行動計画を推進していくもの。	職員の子育てと仕事の両立を支援する環境整備を推進するため、妊娠・出産時及び子育て支援にかかる制度について年2回全所属あてに通知し、制度の周知を図る。また、男性の育児休業経験者及びその所属長の体験談をとりまとめ、市内イントラネット等を活用して周知し、性別に関係なく育児休業を取得しやすい風土の醸成を図る。	子育て支援に係る休職制度の周知について、年2回全所属あてに通知し、制度の周知を図った。あわせて男性の育児休業経験者及びその所属長の体験談についてとりまとめ、子育て支援に係る休職制度の通知とあわせて送付するとともに、市内イントラネット等を活用して周知を行った。	実施	有	A	男女共同参画の視点も含めた事業の実施について継続しており、今後は、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする第3次特定事業主行動計画(前期)に沿って子育て支援について推進していく。	職員の子育てと仕事の両立を支援する環境整備を推進するため、妊娠・出産時及び子育て支援にかかる制度について、年2回全所属あてに通知し、制度の周知を図る。また、男性の育児休業経験者及びその所属長の体験談をとりまとめ、市内イントラネット等を活用して周知し、性別に関係なく育児休業を取得しやすい風土の醸成を図る。	職員課	
1	1	②	4	10	「子ども・子育て支援事業計画」の中で、仕事と家庭生活の両立に向けての取組を推進します	子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業計画の推進	令和2年度に策定した第2期東大阪子ども・子育て支援事業計画において、「すべての子どもに良質な保育環境を保障しすべての子どもがやかに成長するための支援」を基本的な考えとし、令和2年度から令和6年度において本計画に関わる事業の実施を推進するもの。	令和2年3月に策定した。第2期東大阪子ども・子育て支援事業計画に基づき、すべての子どもがより良質な保育環境ですやかに成長するための支援に努めたい。	・令和6年度は東大阪子ども・子育て会議を4回開催した。 ・東大阪子ども・子育て支援事業計画を総合的に推進するため、各年度ごとに事業の実施状況を把握し、東大阪子ども・子育て会議や市内のワーク・イコラム等において、計画進捗の確認や課題の検討などを行い、それらをもとに関係各課や関係機関に働きかけていくことで、本市における子どもに対する支援施策を総合的・計画的に推進することを図っている。	実施	有	A	令和7年3月策定の第3期東大阪子ども・子育て支援事業計画に基づき支援を行う。また、今後も子ども・子育て会議等において仕事と家庭生活の両立に向けての取組を推進し、すべての子どもがより良質な保育環境ですやかに成長するための支援に努めたい。	令和7年3月策定の第3期東大阪子ども・子育て支援事業計画に基づき、仕事と家庭生活の両立に向けての取組を推進し、すべての子どもがより良質な保育環境ですやかに成長するための支援に努めたい。	子ども家庭課
1	1	②	5	11	相談体制の充実や介護保険・障害福祉サービスの利用促進など、高齢者や障害者を介護する家族への支援を充実し、介護離職の防止に努めます	家族介護教室の開催・介護者リフレッシュ事業	家族介護教室:高齢者等の介護に携わっている家族の介護負担の軽減等を目的に地域包括支援センターで実施 介護者リフレッシュ事業:1回開催。男性介護者も参加しやすい内容を配慮する。	家族介護教室:開催回数140件 介護者リフレッシュ事業:実施1回(講演会・交流会18人) 男女の性差に関係なく実施できた。	実施	有	B	家族介護教室:継続して実施していく。 介護者リフレッシュ事業:直前に再度広報を行うなど、男女の性差に関係なく参加者の確保に課題がある。	家族介護教室:開催回数150回 介護者リフレッシュ事業:介護者家族のニーズの把握に努め、男女の性差に関係なく実際に参加している家族が参加しやすい事業を企画検討する。	地域包括ケア推進課		
1	1	②	5	11	相談体制の充実や介護保険・障害福祉サービスの利用促進など、高齢者や障害者を介護する家族への支援を充実し、介護離職の防止に努めます	福祉サービスの供給確保と質の向上	福祉人材の確保は、福祉全体に共通する課題であり、引き続き、自立支援協議会専門会議等で検討を行い、取り組んでいく。	在宅で生活する障害者を家族による介護だけではなく、地域全体で見守り支える仕組みづくりが必要。それらを進めるため、必要なサービス提供とその充実を努めている。	実施	有	B	特に重度の障害がある方の支援について、専門技術者を有する人材が不足し、ヘルパーの確保が難しい場合がある。令和7年度下半期を目途に資格取得の助成及び人材確保への助成を開始していく。	福祉人材の確保は、福祉全体に共通する課題であり、引き続き、自立支援協議会専門会議等で検討を行い、取り組んでいく。	障害施策推進課		

第4次東大阪市男女共同参画推進計画 進捗状況

基本方針	基本方針	基本方針	実施内容	施策の内容	事業名	事業概要	R6年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R6進捗度	今後の課題・方向性など	R7年度目標	備考	担当課
1	1	③	6	12	様々な場面で女性の積極的な発言力、多様な媒体を活用した発信力、行動力などが身につく実践的な講座を提供します	男女共同参画センター講座	様々な場面で女性の積極的な発言力、多様な媒体を活用した発信力、行動力などが身につく実践的な講座の開催。	女性が自身の強みを見つけ、必要な知識を学び、エンパワメントされる講座を実施する。	男女共同参画センター・イコラムにおいて、自身の強みを見つけ、エンパワメントされる講座を開催した。「みんなのハッピーステイーズ」	実施	有	A	様々な場面で女性の積極的な発言力や行動力などが身につく実践的な講座を実施する。	女性の自己決定権の重要性などエンパワメントされる講座を開催する。	多文化共生・男女共同参画課
1	1	③	6	13	セミナーやイベントの企画・運営などの実践的な活動を通して、経験の蓄積と女性のネットワークを支援します	男女共同参画センター講座	セミナーやイベントの企画・運営などの実践的な活動を通して、経験の蓄積と女性のネットワークを支援するための講座の開催。	女性が自身の強みを見つけ、講座やセミナー内でネットワーキングを作ることができる講座の開催。	男女共同参画センター・イコラムにおいて、女性が自己理解を深めるとともに自身の強みを見つけ、必要な知識を学び起業する力を身につけ、参加者との交流を通してネットワーク作りを支援する実践的な講座を実施した。「女性の起業実践セミナー」	実施	有	A	男女共同参画センター・イコラムにおいてセミナーや講座などを通して、参加者同士の間合いをもつことができる講座を開催し、女性のネットワークを支援する。	男女共同参画センター・イコラムで女性の経験の蓄積と参加者同士の間合いをもつことができる講座を開催し、女性のネットワーク支援を行う。	多文化共生・男女共同参画課
1	1	③	7	14	働く、学ぶ、交流するなど、様々なチャレンジに関する情報を収集するとともに、多様な媒体を通じて情報提供をします	男女共同参画センター講座	働く、学ぶ、交流するなど、様々なチャレンジに関する情報を収集し、提供できる講座の開催。	様々なチャレンジに関する情報を収集し、提供できる講座の開催。	男女共同参画センター・イコラムにおいて「おいしいコートの作り方講座」や「お茶会「フリンセナー」のような様々なチャレンジに関する講座を開催し、市政など多様な媒体を通じてそれぞれの講座の情報を提供を行った。	実施	有	A	働く、学ぶ、交流するなどの様々なチャレンジに関する情報の収集数が少ないことが課題。今後は、男女共同参画センター・イコラムとして積極的に情報を収集し、チラシやポスターや広報誌などを用いて収集した情報について、利用者等に積極的な情報提供を行う。	男女共同参画センター・イコラムを通して、働く、学ぶ、交流するなど積極的な情報の収集を行い、イコラムの広報媒体を通じて利用者に情報提供を行う。	多文化共生・男女共同参画課
1	1	③	7	15	働く女性のための講座や、再就職を希望する女性のための講座などを開催します	就活応援窓口事業	就活ファクトリー東大阪において、就労を希望するすべての方を対象とし、キャリアカウンセリングやセミナーを通じて、就労を支援する。	女性向けの就労支援のセミナーを開催する。	復職及び再就職を目指す女性対象の就労支援のセミナーを実施した。	実施	有	A	今後も復職及び再就職を目指す女性対象の就労支援のセミナーを実施する。	女性向けの就労支援のセミナーを開催する。	労働雇用政策室
1	1	③	7	15	働く女性のための講座や、再就職を希望する女性のための講座などを開催します	男女共同参画センター講座	働く女性のための講座や、再就職を希望する女性のための講座の開催。	女性の活躍、社会進出を応援することを目的とし、自分の個性や能力、スキルを活かすことができる自己実現のための働き方を学ぶことができる講座の開催。	男女共同参画センター・イコラムにおいて、女性の活躍、社会進出を応援することを目的とし、社会保険制度や働き方改革について社労士から学ぶ講座を実施した。「社労士による私さすの働き方」	実施	有	A	引き続き働く女性を応援することを目的とした講座を開催する。	女性の活躍、社会進出を応援することを目的とした講座を開催する。	多文化共生・男女共同参画課
1	1	③	7	16	起業や社会活動にチャレンジしたい女性に向けた支援講座の開催や補助金等のスタートアップ支援の情報を提供します	創業支援等事業	創業支援等事業	女性のための起業支援や活躍機会の拡充	認定連携創業支援等事業者と協働し、女性向け創業入門セミナーを開催。(参加者数:10名)	実施	有	B	認定連携創業支援等事業者と連携を図り、周知につとめる。	女性のための起業支援や活躍機会の拡充	産業総務課
1	1	③	7	16	起業や社会活動にチャレンジしたい女性に向けた支援講座の開催や補助金等のスタートアップ支援の情報を提供します	男女共同参画センター講座	起業や社会活動にチャレンジしたい女性に向けた支援講座の開催。	男女共同参画の視点をもった事業により地域課題を解決する人材育成をテーマにした講座を実施するとともに、スタートアップ支援の情報を提供する。	男女共同参画センター・イコラムにおいて、起業や社会活動にチャレンジしたい女性に向けた自己理解を深め、自分の強みを見つけることができる支援講座を開催し、講座の中で補助金等のスタートアップ支援に関する情報提供を行った。「女性の起業実践セミナー」	実施	有	A	自己理解を深め自分の強みを見つけ出すことができること、起業や社会活動にチャレンジしたい女性に向けた講座を実施し、講座の中で補助金等のスタートアップ支援に関する情報提供を行う。	自身の強みを見つけ、必要な知識を学び、起業にチャレンジする力を身につける講座を実施して「女性の起業実践セミナー」よりも、より実践的な起業セミナーを開催し、より具体的な起業にあたっての補助金等の情報提供を行う。	多文化共生・男女共同参画課
1	1	③	7	16	起業や社会活動にチャレンジしたい女性に向けた支援講座の開催や補助金等のスタートアップ支援の情報を提供します	連携協定事業	女性の創業支援等に関する連携協定を締結した株式会社スタイルラボと市の共催による女性向け起業セミナーの実施。	起業に本格的に取り組むための次のステップである特定創業支援等事業の受講につなげる。	株式会社スタイルラボと市の共催により男女共同参画センター・イコラムで女性向けの起業セミナーを実施し、起業に本格的に取り組む人のための支援を行い、講座内で起業に関する補助金や資金等についての情報提供を行った。	実施	有	A	引き続き株式会社スタイルラボと市の共催により、女性の起業を支援する講座を開催し、講座内で起業に関する補助金や起業に必要な資金についての情報提供を行う。	男女共同参画センター・イコラムで開催して「女性の起業実践セミナー」を開催し、より具体的な起業にあたっての補助金等の情報提供を行う。	多文化共生・男女共同参画課
1	2	④	8	17	委員が一方の性別に偏った審議会などを解消し、一方の性別の委員が40%以上の比率を占めるよう、選挙基準の見直しを行い改選の際に少ない方の性別の委員を登用します	審議会等への女性の参画推進	行政推進室に女性の意見を反映させ、男女共同参画社会の実現に資するため、審議会等の委員への女性の参画を積極的に推進し、女性委員のいない審議会等をなくす。	女性委員の参画率40%以上をめざす。	参画率が20%以下の審議会等を中心に、改選の4～6ヶ月前に所管課へ参画率向上のためのヒアリングを行い、女性委員の選定を依頼した。女性委員の参画率:令和6年4月1日現在32.8%女性委員のいない審議会等の割合:令和6年4月1日現在10.1%	実施	有	B	引き続き参画率が20%以下の審議会等を中心に、改選の4～6ヶ月前に所管課へ参画率向上のためのヒアリングを行い、女性委員の選定を依頼していく。	女性委員の参画率40%以上、女性委員のいない審議会等の割合0%をめざす。	多文化共生・男女共同参画課
1	2	④	8	18	地域や様々な分野で活躍する女性委員候補者の情報を収集します	審議会等への女性の参画推進	行政推進室に女性の意見を反映させ、男女共同参画社会の実現に資するため、審議会等の委員への女性の参画を積極的に推進し、女性委員のいない審議会等をなくす。	女性委員候補者の情報収集を実施する。	改選3ヶ月前の「女性委員参画推進計画書提出依頼文」にドーンセンター人材情報提供サービス案内、「参画促進依頼文」に代表者にとたわらない推薦の記載を行った。	実施	有	A	引き続き女性委員候補者の情報収集を行い、審議会等所管課に対し情報提供を行っていく。	女性委員候補者の情報収集を実施する。	多文化共生・男女共同参画課
1	2	⑤	9	19	「特定事業主行動計画」に沿って、計画的に女性管理職の登用を促進します	女性職員活躍推進	男女共同参画社会の推進に向け、女性職員の管理職への登用を図る。	課長職に昇任するための前提として先ず総括主幹職の女性割合を向上させる必要がある。総括主幹職以上に占める女性職員の割合(平成31年4月21.4%)の向上を目標に取組を進める。令和6年度は25%を目標とする。	総括主幹以上を占める女性職員の割合は、令和6年4月1日現在で23.8%だった。	実施	有	B	引き続き第3次特定事業主行動計画(前期計画)の「女性職員の活躍推進」に基づく、新たな取組み(研修や多様な勤務形態)について検討し、効果的な施策を企画・実施していく。	課長職に昇任するための前提としてまず総括主幹職の女性割合を向上させる必要がある。総括主幹職以上に占める女性職員の割合(令和5年4月23.6%)の向上を目標に取組を進める。令和7年度は26%を目標とする。	人事課
1	2	⑤	9	20	市立学校園の管理職選考への女性の受験を促進し、計画的に登用の促進を図ります	啓発活動	学校ヒアリング等で学校長から状況を把握し、指導助言を通して、より計画的な登用を図っていく。	全合格者数に対し、女性の合格者をそれぞれ、校長12.5%、教頭42.8%、指導主事25%を超える。	受験者に対する女性率は校長選考12.5%(2名)、教頭選考17%(2名)指導主事選考29%(5名)であった。校長、指導主事の目標達成。	実施	有	B	引き続き女性の管理職選考への受験を促進していくよう学校長に働きかけていく。	全合格者数に対し、女性の合格者をそれぞれ、校長12.5%、教頭30%、指導主事25%を超える。	教職員課
1	2	⑤	9	21	男女の比率が大きく偏らないような職員配置に努めます	男女の比率が大きく偏らないような職員配置に努める。	男女の比率が大きく偏らないような職員配置に努める。	男女の比率が大きく偏らないような職員配置に努める。	個々の能力と適性を十分に見極めながら、男女の比率が大きく偏らないような職員配置を進めた。	実施	有	A	引き続き個々の能力と適性を十分に見極めながら、男女の比率が大きく偏らないような職員配置を進める。	男女の比率が大きく偏らないような職員配置に努める。	人事課

第4次東大阪市男女共同参画推進計画 進捗状況

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	施策の内容	事業名	事業概要	R6年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R6進捗度	今後の課題・方向性など	R7年度目標	備考	担当課
1	2	5	9	22	女性職員の自己啓発やキャリア形成を支援するために、助言・支援の仕組みをつくります	研修事業	女性職員の自己啓発やキャリア形成を支援するための研修を実施する。	より幅広い階層の職員を対象に女性職員の自己啓発やキャリア形成を支援するための研修をより幅広い階層の職員に実施する。	実施	有	A	引き続き、女性職員の自己啓発、キャリア形成を支援するための研修を実施する。	より幅広い階層の職員を対象に女性職員の自己啓発やキャリア形成を支援するための研修をより幅広い階層の職員に実施する。		人事課
1	2	5	9	22	女性職員の自己啓発やキャリア形成を支援するために、助言・支援の仕組みをつくります	助言・支援の仕組みづくり	女性職員の自己啓発やキャリア形成を支援するために、助言・支援の仕組みをつくり出すことができる講座等の積極的な情報提供。	男女共同参画センター・イコラムにおいて働き方改革の内容を含んだ講座等を開催し、関係部署への情報提供を実施する。	実施	有	A	女性職用に特定しての講座の開催が、男女共同参画センター・イコラムでは難しいことから、人事等に働きかけを行い、職員研修の一環として助言・支援の仕組みづくりを行う。	担当課より人事等に働きかけを行い、職員研修の一環として女性職員の自己啓発やキャリア形成を支援するための助言・支援の仕組みづくりを行う。		多文化共生・男女共同参画課
1	2	6	10	23	地域における女性の積極的な参画が進むよう、広報や講座を通じて、自治会などの地域団体への啓発を進めます	男女共同参画センター講座	地域における女性の積極的な参画を進めることができる講座を開催し、自治会などの地域団体への啓発を進める。	男女共同参画センター・イコラムにおいて自治会など地域における女性の積極的な参画を進めることができる講座を開催する。	実施	有	A	自治会などの地域における女性の積極的な参画が進むよう、市政だよりや市のSNS・イコラムの広報誌などを通じて、地域団体等への啓発を進めることができる講座を開催する。	男女共同参画センター・イコラムにおいて自治会など地域における女性の積極的な参画を進めることができる講座を開催し、啓発を促進する。		多文化共生・男女共同参画課
1	2	6	10	23	地域における女性の積極的な参画が進むよう、広報や講座を通じて、自治会などの地域団体への啓発を進めます	女性消防団員の入団促進	性別にかかわらず消防団員としての活動がしやすい環境づくりや処遇(報酬等)の改善を行うとともに、広報啓発活動による火災予防のための広報や応急手当普及啓発活動を実施し、女性の入団促進を図る。	広報活動や応急手当普及啓発の実施 ・本市消防団員に占める女性の割合を5%とする。	実施	有	B	女性消防団員の入団促進に取り組めるように、前例にとらわれないうち多様な活動に参加することで、本市女性消防団員の入団希望者を募っている。	広報活動や応急手当普及啓発の実施 ・本市消防団員に占める女性の割合を5%とする。		消防局総務課
1	2	7	11	24	リーダー役割を担う女性の人材を養成するための講座の開催や女性が交流しネットワークを広げるための機会を設けます	男女共同参画センター講座	リーダー役割を担う女性の人材養成や女性が交流しネットワークを広げるための講座の開催。	様々なルーツや背景を抱えた女性の交流を行い、ネットワークを広げることができる講座を開催する。	実施	有	A	リーダー役割を担う女性の人材を養成するための講座の開催や、ネットワークを広げるための機会の創出を行う。	リーダー役割を担う女性の人材を養成するための講座を開催し、女性が交流しネットワークを広げるための機会を作る。		多文化共生・男女共同参画課
1	2	7	11	25	近隣の大学と連携して、学生との協働による講座の開催など女性リーダーの育成を図ります	男女共同参画センター講座	近隣の大学と連携した、学生との協働による講座の開催。	近隣の大学と連携し、協働して行う講座の開催や学生自身が主体となって行う事業を実施する。	実施	有	A	引き続き東大阪市内の近隣大学と連携して、学生主体の女性リーダーを育成できる講座を開催する。	近隣大学と協働し、学生自身が主体となって企画を行う講座を開催し、女性リーダーの育成を図る。		多文化共生・男女共同参画課
1	3	8	12	26	市内事業所に向けて、労働関連法や制度の改正情報を随時発信し、法令順守の啓発を行います	労政ニュースの発行	労政ニュースをメルマガ、市公式LINEにて配信。	労政ニュースで、労働関連法や制度の改正情報を随時発信し、法令順守の啓発を行う。	実施	有	A	労政ニュースで制度の改正情報等を発信していく。	労政ニュースで、労働関連法や制度の改正情報を随時発信し、法令順守の啓発を行う。		労働雇用政策室
1	3	8	13	27	市内事業所が、女性活躍推進法に基づく取組を促進するために法律の趣旨や助成金情報等を積極的に発信します	①労政ニュースの発行 ②人材確保事業(東大阪商工会議所補助事業)	①労政ニュースをメルマガ、市公式LINEにて配信。 ②企業が高齢者や女性を積極的に活用できるようにセミナーを開催	今後も女性活躍推進法に関する情報発信を行う。	実施	有	A	今後も労政ニュースや人材確保事業(東大阪商工会議所補助事業)において、女性活躍推進法に関する情報発信を行う。	今後も女性活躍推進法に関する情報発信を行う。		労働雇用政策室
1	3	8	13	27	市内事業所が、女性活躍推進法に基づく取組を促進するために法律の趣旨や助成金情報等を積極的に発信します	市政だより啓発記事(市政だより)	11月のワーク・ライフ・バランス週間に合わせて市政だより「ワーク・ライフ・バランス」に関する啓発記事を掲載。	1回/年 市政だより等へ掲載	実施	有	A	市政だよりなどの広報媒体を用いて市内事業者に対し、女性活躍推進法に基づく取組を促進するための情報発信を行う。	市政だよりなどの広報媒体を用いて情報発信に努める。		多文化共生・男女共同参画課
1	3	9	14	28	女性の活躍推進に積極的に取り組む一般事業主に対して、公共調達における公正性及び経済性を確保しつつ、受注機会増大につながる手段を検討します	女性の活躍推進に積極的に取り組む一般事業主に対して、公共調達における公正性及び経済性を確保しつつ、受注機会増大につながる手段を検討する事業	事業実施無し	他市の状況を参考にしながら、引き続き取り組み方法を検討していく。	未実施	—	評価なし	公共調達における公正性の確保をしつづ計画を推進する方法を模索している。	他市の状況を参考にしながら、引き続き取り組み方法を検討していく。	公共調達における公正性の確保が非常に難しく困難。	契約課
1	3	9	14	29	女性が活躍できる職場づくりに取り組む市内中小企業を表彰します	CSR経営表彰事業	市内に所在する中小企業の事業所で、財務面で良好な経営を行っているとともに地域や社会における企業の社会的責任(CSR:Corporate Social Responsibility)を果実している企業を表彰する。							令和3年度終了	産業総務課
1	3	9	15	30	女性活躍に取り組むモデル事業所等の情報を発信して市内事業者における取組を促進します	男女共同参画センター主催事業	女性活躍に取り組むモデル事業所等の情報を発信して市内事業者における取組を促進するための講座、イベントの開催。ウェブサイト等での啓発。	女性活躍にかかわる情報の発信 モノづくりのまち東大阪の魅力のひとつとしての技術力や品質の高さ、その分野で活躍する女性をメインとした講座の開催。	実施	有	A	令和6年度は市内事業者に対し、取り組みの促進を行うことができなかったことが課題。市内事業者に関わりのある関係者に対し、女性活躍に取り組むモデル事業所等の情報を提供し、市内事業者における取り組みを促進する。	市内事業者に関わりのある関係者に対し、女性活躍に取り組むモデル事業所等の情報を提供し、市内事業者における取り組みを促進する。		多文化共生・男女共同参画課
1	3	10	16	31	職場体験など職業に関する学習機会を充実します	キャリア教育推進事業	モノづくり体験、工場見学、職業講話、職場体験の実施	NPOや地域企業と連携した職業に関する学習機会の推進	実施	有	A	継続実施	NPOや地域企業と連携した職業に関する学習機会の推進を図る。		学校教育推進室
1	3	10	16	32	性別にかかわらず将来のモノづくり分野を担う人材の育成をめぐって取組を推進します	①モノづくり支援室教育支援事業 ②青少年少女発明クラブ	①NPO及び市内企業の協力により、市内小学校においてモノづくり体験教室を実施し、次代を担う子どもたちにモノづくりの楽しさを体験してもらい、将来の東大阪を担う人材の育成を行う ②NPOや市内企業の協力により、市内小学校においてモノづくり体験教室を実施し、次代を担う子どもたちにモノづくりの楽しさを体験してもらい、将来の東大阪を担う人材の育成を行う	①参加児童数 4000人 ②参加児童数 延べ480人	実施	有	A	引き続き、モノづくり人材の育成を進めていく	①参加児童数 3040人 ②参加児童数 延べ480人		モノづくり支援室

第4次東大阪市男女共同参画推進計画 進捗状況

基本方針	基本計画	基本施策	施策の進捗	施策の内容	事業名	事業概要	R6年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R6進捗度	今後の課題・方向性など	R7年度目標	備考	担当課
1	3	⑩	16	33	性別による固定的な考え方にとられない進路指導やキャリア教育を実施します	キャリア教育推進事業	性別による固定的な考え方にとられない進路指導、キャリア教育、教職員の研修、担当者会議の実施	教職員対象のキャリア教育研修の実施、進路指導担当者会議を通じて、性別にとられない進路指導、キャリア教育の推進を図る。	教職員対象のキャリア教育研修を実施、進路指導担当者会議の実施。	実施	有	A	継続実施	教職員対象のキャリア教育研修を実施する。また、進路指導担当者会議を通じて、性別にとられない進路指導、キャリア教育の推進を図る。	学校教育推進室
1	3	⑩	16	34	モノづくり分野で活躍する女性と交流する機会の提供など、多様な分野の職業への関心を高める取組を実施します	男女共同参画センター講座	モノづくり分野で活躍する女性と交流する機会の提供など、多様な分野の職業への関心を高めるための講座や講演の開催	モノづくり等の多様な分野の職業への関心を高める取組や講演の開催	モノづくり分野で活躍する女性からダイバーシティ等の様々な取組みについて聞き、多様な分野の職業への関心を高める講座の実施。 「モノづくりのまち 東大阪の魅力探訪」	実施	有	A	モノづくり分野で活躍する女性から、多様な分野の職業への関心を高める講座を実施する。	男女共同参画センター・イコーラムでモノづくり等の多様な分野の職業への関心を高める取組や講演を開催する。	多文化共生・男女共同参画課
1	3	⑩	17	35	理系分野への関心を高めるため、子どもが楽しく学べる体験講座を開催します	男女共同参画センター講座	理系分野への関心を高めるため、子どもが楽しく学べる体験講座の開催	子どもが楽しく学べ、理系分野の面白さや魅力を知ることができる体験講座の開催	女性の理工系技術者の具体的なキャリアデザインを聞いたり、理系分野で活躍する女性技術者のロールモデルを紹介することも、理系の視点でモノづくりを行うワークショップを実施し、「理系分野の女性 人材育成講座」	実施	有	A	子どもを対象にした講座を開催することができなかったことが課題。今後は理系分野の面白さや魅力を知ることができ、楽しく学ぶことができる子ども向けの体験講座を開催する。	理系分野で活躍する女性が講師となり、子どもにもむいた理系分野の面白さや魅力を知ることができる体験講座を実施する。	多文化共生・男女共同参画課
1	3	⑩	17	36	理系分野で活躍する女性のロールモデルを紹介するなど、女性のチャレンジ意識の高揚を促します	男女共同参画センター講座	理系分野で活躍する女性のロールモデルを紹介する講座の開催	理工系分野の面白さや魅力を知ることができ、その分野で活躍する女性のロールモデルを紹介できる講座の開催	女性の理工系技術者の具体的なキャリアデザインを聞き、理系分野で活躍する女性技術者のロールモデルを紹介し、チャレンジ意識の高揚を促す講座を実施した。「理系分野の女性 人材育成講座」	実施	有	A	女性のチャレンジ意識の高揚を促すことができる講座を開催する。	引き続き理系分野で活躍する女性講師を招き、女性のロールモデルを照会するなど、女性のチャレンジ意識の高揚を促すことができる講座を実施する。	多文化共生・男女共同参画課
II	4	⑪	18	37	思春期、成熟期、更年期、高齢期の健康支援のための情報や学習機会を充実します	女性の健康習慣 ママ 親子で骨トシ	市政だよりにて女性の健康について啓発。 保健センターでも啓発コーナーを作り、掲示啓発を実施。大学等のイベント時に子宮頸がん検診の啓発を実施。	市政だよりや保健センター等での啓発の機会をとらえて啓発を実施していく。	10月の健康増進月間には、保健センターで子育て中の女性向けに生活習慣改善の講座等を実施し、ライフステージにおける女性の健康についての啓発を行った。女性の健康週間には、乳幼児健診等で保護者へがん検診の受診啓発等を行った。	実施	—	A	保健センター等での啓発の機会をとらえて、幅広い世代に健康についての啓発を実施していく。	保健センター等での啓発の機会をとらえて、幅広い世代に健康についての啓発を実施する	健康づくり課
II	4	⑪	18	37	思春期、成熟期、更年期、高齢期の健康支援のための情報や学習機会を充実します	思春期保健対策事業	思春期における飲酒や喫煙、性感染症などは心身の健康に悪影響を与えることもあるので、思春期の段階で学校関係者と連携し、学校に向いて医学的・保健知識の啓発を行う。	学校の実情を把握した上で連携し、思春期保健対策事業、プレコンセプションケアの取り組みを検討	養護教諭と保健センター保健師との交流会を開催した。また、依頼があった小学校・高校・大学に向いて講座を開催した。実施数(令和6年4月～令和7年3月)9校。	実施	有	B	保健センターが講座をしていることを周知しながら、学校と連携をし、思春期教育、プレコンセプションケア(全ての若い世代の人のためのヘルプデスクであり、現在の身体の状態を把握し、将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合うこと)に取り組んでいく。	学校の実情を把握した上で連携し、思春期保健対策事業、プレコンセプションケアの取り組みを検討	母子保健課
II	4	⑪	18	37	思春期、成熟期、更年期、高齢期の健康支援のための情報や学習機会を充実します	学校への情報提供	国、府などからの情報を活用できるよう、学校への情報提供を実施。	校内研修等で活用できるような国・府の参考資料等を随時周知し、校内研修の充実を促す。	国や大阪府から発信される情報やポスター等の掲示物について、迅速に学校へ提供ができています。	実施	有	A	引き続き情報提供や案内の周知などを行っていく。	国・府からの情報や掲示物等、学校への情報提供を行う。	学校教育推進室
II	4	⑪	18	38	心の健康問題に対する関心を高めるとともに相談・情報提供の充実を図ります	精神保健福祉対策事業	保健センターにて精神保健福祉相談を実施。精神障害の理解や心の健康づくりに関する知識の普及、啓発を行う。また、自殺対策として自殺防止のゲートキーパー養成研修も実施。	精神保健福祉相談は継続して実施。自殺対策では仮みの相談一覧を100部作成し、相談窓口等に配架。自殺対策として市民や福祉関係機関に対しゲートキーパー養成研修を実施する。	精神保健福祉相談は継続して実施、啓発事業について、市内関係機関、企業、市内関係各課に向けた自殺予防研修講座(職場でのメンタルヘルスと精神的な組織づくりについて)講演会、市内福祉関係機関に対し2回研修を実施。精神科嘱託医師による「精神疾患について」と、精神科訪問看護事業所による「精神科訪問看護事業所紹介」を実施した。仮みの相談先一覧については市内福祉関係機関や医療機関、小中学校等と、新たに市内4大学に配付。ゲートキーパー養成研修については市内4大学の学生、福祉関係機関などに向けて実施した。	—	A	精神保健福祉相談は今後も実施していく。啓発事業については市民向けの啓発活動を行っていき、相談窓口等に配架。自殺対策として市民や福祉関係機関に対しストレスチェックの出前講座やゲートキーパー養成研修を実施する。	精神保健福祉相談は継続して実施。自殺対策では仮みの相談一覧を550部作成し、相談窓口等に配架。自殺対策として市民や福祉関係機関に対しストレスチェックの出前講座やゲートキーパー養成研修を実施する。	健康づくり課	
II	4	⑪	18	38	心の健康問題に対する関心を高めるとともに相談・情報提供の充実を図ります	思春期の子どもか心と体のゆがみについて相談できる環境づくり	スクールカウンセラーや、学校外の相談窓口を周知し、思春期の子どもか心の健康について考え、相談できる環境づくりに取り組む。	スクールカウンセラー等による相談窓口を全中学校へ周知	心の健康への関心が高まり、相談ニーズが増えていく。スクールカウンセラーだけでなく、外部の電話相談窓口等も周知できている。	実施	有	A	継続実施	スクールカウンセラー等による相談窓口を全中学校へ周知する。	学校教育推進室
II	4	⑪	18	39	生涯を通じた健康づくりのため運動習慣の定着に向けた取組を推進します	市民チャレンジ登山大会 市民グラウンドゴルフ大会 市民ゲートボール大会	・登山大会では、体力に合わせて初級、中級、上級に分けてと動物山を登山します。踏破距離に応じて、記念品を授与します。 ・グラウンドゴルフやゲートボール大会では、年に数回実施しています。異年齢の人たちが楽しい、誰もが参加できる競技です。	令和6年度チャレンジ登山大会はチラシを近隣施設への配架や学校への配布等広報活動に注力し、参加者増に努める。	令和6年度チャレンジ登山大会は広報に注力し、男性398名、女性266名 合計664名と令和5年度から参加者が増加した。令和5年度チャレンジ登山大会は男性308名、女性222名 合計530名。	実施	有	A	広報等を工夫し、より多くの市民にイベントを周知できるよう努める。	令和7年度チャレンジ登山大会はチラシを近隣施設への配架や学校への配布等広報活動に注力し、参加者増に努める。	市民スポーツ支援課
II	4	⑪	19	40	女性特有の健康問題を取り上げた健康教育を実施するなど、学習機会を提供します	女性の健康週間啓発	3月に女性の健康週間を3保健センターにて実施。市政だよりにて女性の健康について啓発。保健センターでも啓発コーナーを作り、掲示啓発を実施。	R7年3月の女性の健康週間に合わせて健康講座と啓発を実施予定。女性の健康づくりにかかる啓発を実施する。	女性の健康週間には、保健センターで女性向けの健康講座を実施。また、保健センターにて女性の健康に関するポスター掲示、パンフレットを配架。市政だより等でも女性の健康について広く啓発を行った。	実施	—	A	市政だよりや保健センター等での啓発の機会をとらえて啓発を実施していく。	R8年3月の女性の健康週間に合わせて健康講座と啓発を実施予定。女性の健康づくりにかかる啓発を実施する。	健康づくり課
II	4	⑪	19	41	男性を対象とした相談事業を実施し、利用の促進を図ります	男女共同参画センター相談事業	女性相談員による電話相談、男性相談員による電話相談、面接相談、弁護士相談、外国語による相談、メール相談の実施。	男性を対象とした相談事業の実施及び相談時間拡充の更なる周知	女性相談員による電話相談、男性相談員による電話相談及び面接相談、弁護士相談、外国語による相談、メール相談を実施し、様々な広報媒体を用いて周知活動を行った。 「イコーラムみんなの相談室」	実施	有	A	引き続き、SNSやリーフレット、市政だよりを活用し、相談事業の周知を行い、利用の促進を図っていく。	SNSやリーフレット、市政だよりを活用し、各種相談事業の周知活動を行うとともに、利用の促進を図るようになる。	多文化共生・男女共同参画課
II	4	⑫	20	42	女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごし、母子の健康が確保されるよう周知するとともに、妊娠期の女性やその配偶者を対象とした出産・子育てのための講座を開催します	母子保健事業	保健センターでは妊娠中の妊婦とそのパートナーがともに学び、妊婦が安心して出産にのぞき、地域に子育て仲間をつくり楽しく育児ができることを目的として「みんなでマタニティ教室」を開催している。	妊婦とそのパートナーを対象に妊娠中や産後の過ごし方、主体的に産産を進めるための心身両面からの健康管理について学ぶ機会としている。父親の育児参加の促進、産後V字育体の情報提供をさらに盛り込み、参加者同士が交流できるようなプログラムを追加した。ひがしおおさか子育て応援アプリすくすくおトライにおいても講座の広報活動を行っている。 令和6年4月～令和7年3月 みんなでマタニティ教室14回開催	実施	有	A	引き続き、父親の育児参加の促進、産後V字育体の情報提供を実施していく。	講座の広報活動の情報提供を実施していく。	母子保健課	

第4次東大阪市男女共同参画推進計画 進捗状況

基本方針	基本方向	基本施策	施策の内容及び実施の時期	施策の内容	事業名	事業概要	R6年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R6進捗度	今後の課題・方向性など	R7年度目標	備考	担当課
II	4	②	20	43	妊婦・出産に関する情報提供や健康診査、保健指導などの充実を図ります	母子保健事業	令和3年度より、妊婦健康診査の公費負担助成を17回、総額135,000円に拡充。経済的負担を軽減し、未受診の解消に努めている。また、母子健康手帳交付時に、全ての妊婦に保健師や助産師が面接を行い、早期からのつながりをもって、出産または出産後のサポートに向けた支援を行っている。また、産婦健康診査については、2回、総額10,000円の公費負担助成を行い、産後うつや早期発見に努めている。	妊婦健康診査、産婦健康診査の受診数の向上	実施	有	A	母子健康手帳交付時の面接時に、健康診査の受診の必要性を説明している。	妊婦健康診査、産婦健康診査の受診数の向上	母子保健課	
II	4	②	20	44	乳幼児健診の必要性を周知し、受診率の向上に努めます。また、受診しない親子へのフォローを充実します	母子保健事業	保健センターでは、4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児に対して健康診査を実施しており、内科診察・歯科診察・身体計測・歯科相談・心理発達相談・栄養相談・育児相談などを行なっている。疾病、障害の早期発見と育児上の不安、悩み相談、虐待の早期発見、予防を行う。	乳幼児健康診査の受診数の向上	実施	有	A	継続し、乳幼児健康診査の受診の必要性を啓発し、未受診者については状況把握に努めている。	乳幼児健康診査の受診数の向上	母子保健課	
II	4	②	20	45	子育て世代包括支援センター事業を推進します	子育て世代包括支援センター事業	電話相談、来所相談、アウトリーチによる相談及び情報提供を実施し、適切な機関へなく等、妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援を実施する。	今後も相談時において、男女平等、人権尊重の視点に立った支援を実施する。相談内容に応じた情報提供・関係機関との連携を図る。	実施	有	A	DVや虐待などの話にくい内容においても相談しやすい雰囲気づくりに努め、相談内容に応じた情報提供・関係機関との連携に努めた。	今後もそれぞれのニーズを把握し、相談しやすい雰囲気づくりに努めていく。関係機関との連携を図り、必要な正しい情報や適切な支援を行っていく。	施設給付課	
II	4	②	20	45	子育て世代包括支援センター事業を推進します	母子健康手帳交付時面接	妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援を実施するため、全ての妊婦に対し母子健康手帳交付時面接を実施している。また、子育てについての相談にのり、関係機関と連携して支援を実施している。	母子健康手帳交付時面接を全数実施	実施	有	A	母子健康手帳交付時の面接を継続していく。	母子健康手帳交付時面接を全数実施	母子保健課	
II	4	②	20	46	不妊に悩む人への相談、情報提供を行います	男女共同参画センター相談事業	女性相談員による電話相談、男性相談員による電話相談、面接相談、外国語による相談、メール相談の実施。	相談事業の周知活動を行う。多くの人に「イコーラムみんなの相談室」を知ってもらうように努める。	実施	有	A	「イコーラムみんなの相談室」を多くの人に広く知ってもらい、様々な相談を受けた人の相談所となるように、積極的な情報提供を行う。	「イコーラムみんなの相談室」のリーフレットをより多くの場所へ配布し、周知活動を行うとともに積極的な情報提供を図る。	多文化共生・男女共同参画課	
II	4	②	20	46	不妊に悩む人への相談、情報提供を行います	不妊に悩む方への特定治療支援事業	不妊専門相談センターの周知や周りの方への理解を求める啓発を市政だよりやホームページでおこなっている。また、子どもの出生を望んでいるにもかかわらず、特定不妊治療(体外受精や顕微授精)以外の治療法では妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断されている夫婦に対し、治療費の一部助成を実施している。						令和5年度終了	母子保健課	
II	4	③	21	47	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方に基づき、すべての人が自らの身体に関して自己決定権を持つことを認識し行使できるように啓発を行います	男女共同参画センター講座	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方に基づき、すべての人が自らの身体に関して自己決定権を持つことを認識し行使できるように啓発を行います	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する正しい知識を習得できる講座の実施。	実施	有	A	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方に基づいた自己決定権を持つことを認識し、行使できるような講座を実施するとともに、啓発活動も行う。	女性の生涯にわたる健康と権利について考えた自己決定権を持つことを認識し、行使できるような講座を実施するとともに、啓発活動を行う。	多文化共生・男女共同参画課	
II	4	③	21	47	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方に基づき、すべての人が自らの身体に関して自己決定権を持つことを認識し行使できるように啓発を行います	思春期保健対策事業	思春期における飲酒や喫煙、性感染症などは心身の健康に影響を与えかねることから、思春期の健康で学校関係者と連携し、学校に向向いて医学的・保健知識の啓発を行う。	学校の実情を把握した上で連携し、思春期保健対策事業、プレコンセンションケアの取り組みを検討	実施	有	B	保健センターが講座をしていることを周知しながら、学校と連携し、思春期教育、プレコンセンションケア(全ての若い世代の人のためのヘルスケアであり、現在の身体の状態を把握し、将来のライフプランを考えた日々の生活や健康と向き合うこと)に取り組んでいる。	学校の実情を把握した上で連携し、思春期保健対策事業、プレコンセンションケアの取り組みを検討	母子保健課	
II	4	③	22	48	子どもの発達段階に応じた副読本や指導教材の作成と活用、指導者の養成など性教育を充実します	校内研修の充実	国・府の参考資料等を各学校へ校内研修等で活用できるように周知。	校内研修等で活用できるような国・府の参考資料等を随時周知し、校内研修の充実を促す。	実施	有	A	継続実施	校内研修等で活用できるような国・府の参考資料等を随時周知し、校内研修の充実を促す。	学校教育推進室	
II	4	③	22	49	性教育への理解を深められるよう情報提供などを行います	男女共同参画センター講座	性教育への理解を深められるような講座の開催。	デートDVや性教育に関する講座を市内中学校で継続して実施するとともに、各学校へ講座の周知を積極的に行う。	実施	有	A	市内小中学校にむけて、各年代に応じた性教育への理解を深めることができるような講座を実施し、ハンドブックを用いて情報提供を行った。	市内小中学校に対して、各年代に応じた性教育への理解を深めることができるような講座を実施し、ハンドブックを用いて情報提供を行った。	多文化共生・男女共同参画課	

第4次東大阪市男女共同参画推進計画 進捗状況

基本方針	基本方向	基本施策	施策の進捗	施策の内容	事業名	事業概要	R6年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R6進捗度	今後の課題・方向性など	R7年度目標	備考	担当課
II	5	㉔	23	50	担当者や相談員がその言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します	DV対策事業	DV対策・困難女性支援対策連絡会議で関係者に対する研修を開催し関係機関の担当者の資質向上を図る。また、DV専門相談窓口の相談員も研修に積極的に参加しその資質向上を図る。	令和6年度4月より困難な問題を抱える女性支援に関する法律の施行を受け、DV被害者等支援以外にも、要保護児童対策協議会が主催する児童虐待に関する研修や犯罪被害者支援に関する研修等、DV被害者等支援に関連する研修を受講する。	令和6年度4月より困難な問題を抱える女性へも支援を広く広げるため、会議名を「東大阪市DV対策・困難女性支援対策連絡会議」に変更した。また、会議において、困難な問題を抱える女性支援に関して、合計年4回連絡会議を開催した。	実施	有	A	DV被害者を含む、困難な問題を抱える女性に対する相談においても相談者を傷つけないよう研修を実施していく。	DV専門相談員が困難な問題を抱える女性支援も含めた研修を受講し、相談者を傷つけないよう取り組んでいく。またDV被害者を含む、困難な問題を抱える女性支援も含めた研修を開催していく。	多文化共生・男女共同参画課
II	5	㉔	24	51	保護命令申立て等手続きに関する情報提供をします	DV対策事業	DV被害者等へ保護命令申立て手続きに関する情報提供を実施する。また保護命令申立て手続きに関する支援を実施する。	令和6年度より身体的暴力のみではなく精神的暴力についても保護命令制度の対象となるため、対象事例の調査等、対応方法について研究していく。	令和6年度保護命令申立て支援 7件 精神的暴力に対する保護命令申立ては無し	実施	有	A	精神的暴力に対する保護命令申立てについては、調査、対応方法についての研究を続ける。	精神的暴力に対する保護命令申立てについては、今後男性被害者からの申立ても予想されるため、対応できるようにしていく。	多文化共生・男女共同参画課
II	5	㉔	24	52	場所の秘密を徹底し、一時保護にあたっての適切な対応をします	DV対策事業	一時保護施設や、相談実施場所など、情報が漏れない様留意している。	被害者が安心して一時保護所への変更を行えるようきめ細かな対応をしていく。	一時保護施設や、相談実施場所など、情報が漏れない様留意した。	実施	有	A	有職者や一時保護所に行きたくてできない年齢の子(男子)を持つ被害者が、一時保護を希望しないことも多く、過動や10代後半までの男子がいっしょに保護可能なあり方について今後検討が必要。	今後も一時保護施設や、相談実施場所など、情報が漏れない様留意していく。	多文化共生・男女共同参画課
II	5	㉔	25	53	予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「東大阪市+メステック・バイオレンス対策連絡会議」の機能を強化します	東大阪市DV対策・困難女性支援対策連絡会議	全体会議については総合的事項を、実務担当者会議、支援者調整会議において、東大阪地域の具体的事項についての討議や、研修を実施し、年3回程度会議を開催するもの。	令和6年度4月より困難な問題を抱える女性へも支援を広く広げるため、会議名を「東大阪市DV対策・困難女性支援対策連絡会議」に変更した。また、会議において、困難な問題を抱える女性支援に関して、合計年4回連絡会議を開催した。	令和6年度より困難な問題を抱える女性へも支援を広く広げるため、会議名を「東大阪市DV対策・困難女性支援対策連絡会議」に変更した。また、会議において、困難な問題を抱える女性支援に関して、合計年4回連絡会議を開催した。	実施	有	A	被害者支援に関する様々な新たな法律の制定や法律改正が続いており、注意を払っている。	被害者支援に関する様々な新たな法律の制定や法律改正について注意を払い、会議での共有を行っている。	多文化共生・男女共同参画課
II	5	㉔	25	54	要保護児童対策地域協議会や子ども見守り相談センターとの連携を強化したDV相談支援体制を充実します	DV対策事業	DV専門相談員が東大阪市要保護児童対策地域協議会構成員として登録し、児童虐待防止の取り組みについて情報交換を行い、子ども見守り相談センター主催の研修等に参加する。	児童虐待発見時についての対応を学ぶために、子ども見守り相談センターや要保護児童対策地域協議会主催の研修、また事例検討会への参加した。児童虐待が疑われる場合には子ども見守り相談センターへの通告等を行い、情報の共有に努めている。	児童虐待発見時についての対応を学ぶために、子ども見守り相談センターや要保護児童対策地域協議会主催の研修、また事例検討会への参加した。児童虐待が疑われる場合には子ども見守り相談センターへの通告等を行い、情報の共有に努めている。	実施	有	A	今後も児童虐待発見時についての対応を学ぶために、子ども見守り相談センターや要保護児童対策地域協議会主催の研修、また事例検討会への参加を行う。また、児童虐待が疑われる場合は増加していくと考えられるため、子ども見守り相談センターへの通告等を行い、情報の共有に努めている。	児童虐待発見時についての対応を学ぶために、子ども見守り相談センターや要保護児童対策地域協議会主催の研修、また事例検討会への参加を行う。また、児童虐待が疑われる場合は増加していくと考えられるため、子ども見守り相談センターへの通告等を行い、情報の共有に努めている。	多文化共生・男女共同参画課
II	5	㉔	25	54	要保護児童対策地域協議会や子ども見守り相談センターとの連携を強化したDV相談支援体制を充実します	児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会の運営、啓発活動としてイベント、研修等を実施。3地域(中、西、東)会議において、定期的に情報交換や、事例検討に取り組み。毎年11月には子ども虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施。	引き続き、配偶者暴力相談センターと協議を重ね、円滑な連携に努める。	DVと児童虐待の事例は重複していることが多く、個別事例の相談、緊急受理会議、ケース会議、研修等にて多文化共生・男女共同参画課との連携に努めている。	実施	有	A	多文化共生・男女共同参画課と子ども見守り相談センターで状況に応じた対応方法や役割分担を協議し、両課で支援を行う。	引き続き、配偶者暴力相談センターと協議を重ね、継続的な支援を意識し、円滑な連携に努める。	子ども相談課
II	5	㉔	25	54	要保護児童対策地域協議会や子ども見守り相談センターとの連携を強化したDV相談支援体制を充実します	児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会の運営、啓発活動として子育て講演会、研修等を実施。3地域(中、西、東)会議において、定期的に情報交換や、事例検討に取り組み。毎年11月には虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施。	引き続き、配偶者暴力相談センターと協議を重ね、円滑な連携に努める。	DVと児童虐待の事例は重複していることが多く、個別事例の相談、緊急受理会議、ケース会議、研修等にて多文化共生・男女共同参画課との連携に努めている。	実施	有	A	多文化共生・男女共同参画課と子ども見守り相談センターで状況に応じた対応方法や役割分担を協議し、両課で支援を行う。	引き続き、配偶者暴力相談センターと協議を重ね、継続的な支援を意識し、円滑な連携に努める。	地域支援課
II	5	㉔	25	55	住まい、生活、就労など関係各課や関係機関と連携して被害者支援に取り組みます	DV対策事業	DV相談に付随する場合がある、各種証明書について発行し、市民課や行政サービスセンターと連携調整し、相談者の負担軽減に努める。また、相談者が就労などにつながるよう生活支援課と連携し、就労に困難な場合は生活保護受給のため各福祉事務所保護課と連携する。	生活支援課による生活困窮支援につなぐ回数が少ないため、就労可能な被害者は協力して支援していく。	DV相談に付随する場合がある、各種証明書発行について発行し、市民課や行政サービスセンターと連携調整し、相談者の負担軽減に努める。また、令和6年度各種証明書発行件数 42件 生活に困難な場合は生活保護受給のため各福祉事務所保護課と連携を行った。	実施	有	A	相談者が就労などにつながるよう生活支援課と連携に努める。生活に困難な場合は生活保護受給のため各福祉事務所保護課と連携する。その他市民課や行政サービスセンターと連携調整し、相談者の負担軽減に努める。	就労可能な被害者が避難を希望する場合、緊急な場合を除き、計画的に就労支援を受けながら避難につなげる方法を模索していく。	多文化共生・男女共同参画課
II	5	㉔	26	56	民間シェルター等への助成など、民間団体との連携、協力体制を強化します	民間シェルター等支援事業	NPO法人等が運営する民間シェルターや中長期的自立支援施設(ステップハウス)の施設費借料の1/2を補助する。	引き続きNPO法人等が運営する民間シェルターや中長期的自立支援施設(ステップハウス)の施設費借料の1/2を補助する。	NPO法人等が運営する民間シェルターや中長期的自立支援施設(ステップハウス)の施設費借料1/2の補助を実施した。	実施	有	A	民間シェルターや中長期的自立支援施設(ステップハウス)を運営するNPO法人等が1団体しか市内に確認できず、他の運営団体の設立等が課題となる。	NPO法人等が運営する民間シェルターや中長期的自立支援施設(ステップハウス)の施設費借料1/2の補助の実施。	多文化共生・男女共同参画課
II	5	㉔	27	57	DV防止関連の事業を実施するなど、市民への啓発を進めます	男女共同参画センター講座・市政だより啓発記事など	①男女共同参画センターにて、DVに関する講座を始め、DV防止に関する講座、催事を展開する。②11月の市政だよりで、女性に対する暴力根絶に関する特集記事の掲載。	女性に対する暴力をなくす運動の週間に男女共同参画センター・イコラムにおいてDV被害の実情と原因、法的支援について、弁護士から学ぶ講座を開催した。「DV=子ども虐待対策講座」	実施	有	A	DV等の事件の被害者にも加害者にも、傍観者にもならないために、DVを知り、理解を深めるための講座を男女共同参画センター・イコラムで実施する。	あらゆる人が加害者にも傍観者にもならない、暴力のない社会を実現するためにできることを考える講座を実施するなど、あらゆる暴力を根絶するための啓発活動を行う。	多文化共生・男女共同参画課	
II	5	㉔	28	58	状況が深刻化することを防ぐため、被害者自身が被害に気づかず、いちはやく相談するよう周知啓発を行い	「DV相談カード」/女性のための相談室カード」配布事業	DV専門相談窓口を案内する「DV相談カード」を様々な場所に配布して、被害者が相談できるように周知啓発を行う。	市内に「DV相談カード」を配布し依頼した。また、配偶者暴力相談支援センター・リーフレットについても市内各所への掲示、設置の依頼を行った。	市内に「DV相談カード」を配布し依頼した。また、配偶者暴力相談支援センター・リーフレットについても市内各所への掲示、設置の依頼を行った。	実施	有	A	DV専門相談窓口を案内する「DV相談カード」を様々な場所に配布して、被害者が相談できるように周知啓発を行った。また、ポスター・リーフレットについても市内各所への掲示、設置の依頼を行った。	DV専門相談窓口を案内する「DV相談カード」を様々な場所に配布して、被害者が相談できるように周知啓発を行う。	多文化共生・男女共同参画課

第4次東大阪市男女共同参画推進計画 進捗状況

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	内容	施策の内容	事業名	事業概要	R6年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的)	事業実施	男女視点	R6進捗度	今後の課題・方向性など	R7年度目標	備考	担当課
II	5	⑥	28	59	被害者からの早期の相談につながるよう、地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員・児童委員との連携を強化します	東大阪市DV対策・困難女性支援対策連絡会議	第1回東大阪市DV対策・困難女性支援対策連絡会議に民生委員・児童委員協議会連合会より代表者に出席いただき、総括的事項について報告を行う。	被害者からの早期の相談につながるよう、地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員・児童委員との連携を強化していく。	第1回東大阪市DV対策・困難女性支援対策連絡会議に民生委員・児童委員協議会連合会より代表者に出席いただき、総括的事項について報告を行った。	実施	有	A	今後も被害者からの早期の相談につながるよう、民生委員・児童委員との連携を強化していく。	東大阪市DV対策・困難女性支援対策連絡会議に民生委員・児童委員協議会連合会より代表者に出席いただき、総括的事項について報告を行うとともに、第1回開催時以外にも出席いただけるよう案内する。		多文化共生・男女共同参画課
II	5	⑥	28	59	被害者からの早期の相談につながるよう、地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員・児童委員との連携を強化します	民生・児童委員事務	民生・児童委員による地域の相談・支援の実施	被害者からの早期の相談につながるよう、地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員・児童委員との連携を強化します。	早期の相談につながるよう、地域住民へ民生委員・児童委員を周知すると共に、民生委員・児童委員との連携を強化しています。	実施	有	A	早期の相談につながるよう、地域住民へ民生委員・児童委員を周知し、連携を強化していきます。	被害者からの早期の相談につながるよう、地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員・児童委員との連携を強化します。		生活支援課
II	5	⑥	28	60	医師その他の医療関係者等と連携しながら、DV防止法に定められた発見、通報の規定について周知します	東大阪市DV対策・困難女性支援対策連絡会議	第1回東大阪市DV対策・困難女性支援対策連絡会議に東・中・西地区それぞれの医師会より代表者に出席いただき、総括的事項について報告を行う。	必要な場合、医療機関との連携をより密にしておく。	第1回東大阪市DV対策・困難女性支援対策連絡会議に東・中・西地区それぞれの医師会より代表者に出席いただき、総括的事項について報告を行った。	実施	有	A	必要な場合、医療機関との連携をより密にしておく。	東大阪市DV対策・困難女性支援対策連絡会議に各医師会より代表者に出席いただき、総括的事項について報告を行う。		多文化共生・男女共同参画課
II	5	⑦	29	61	SNSに起因するトラブルを未然に防ぐなど社会情勢に対応した啓発活動を実施します	男女共同参画センター講座	小・中学校でのデートDV予防、出前講座を実施し、社会情勢に対応した啓発活動や講座の開催。	SNSに限定せず、社会情勢に対応した啓発活動の実施。デートDVに起因するSNSのトラブル事例などを学ぶことができる講座の実施。	SNS被害やデジタル性暴力が与える人権侵害について学ぶことができる講座を実施した。「DV・子ども虐待対策講座」また、市内中学生にむけたSNSを用いたトラブル事例などを学ぶことができる出張講座を実施した。「デートDV防止出張講座」	実施	有	A	市内小・中学校に向けたデートDV防止出張講座を実施し、社会情勢に対応した知識を深めることができる講座を実施する。	男女共同参画センターイコラームで社会情勢に対応した啓発講座を実施する。また、市内小・中学校にむけて年代に応じたデートDV防止出張講座を実施する。		多文化共生・男女共同参画課
II	5	⑦	29	61	SNSに起因するトラブルを未然に防ぐなど社会情勢に対応した啓発活動を実施します	教職員への啓発	国、府の情報や資料をもとに担当者会議等で啓発を実施します。	全学校園への送付	全学校園へ資料を送付し、SNSに起因するトラブルを未然に防ぐなど社会情勢に対応した啓発活動を実施できた。	実施	有	A	継続実施	全学校園へ送付し、啓発を行う。		学校教育推進室
II	5	⑦	29	61	SNSに起因するトラブルを未然に防ぐなど社会情勢に対応した啓発活動を実施します	いじめ防止対策推進事業	いじめは「誰でも、どの学校園でも起こりうる」という認識のもと、教育委員会・学校園・家庭・地域の連携のもとで、未然防止や早期発見・早期対応に力点を置き、全中学校区で教職員・保護者合同研修を実施するとともに、全学校で児童生徒対象の学習会を実施する。また、子ども・保護者向けのポスターやリーフレットを作成し、啓発活動を行う。	リーフレットやポスターを作成するとともに、各校園の実態に応じた学習会及び研修会を実施する。	リーフレットやポスターを作成し配布し、リーフレットを活用した学習の推進を図った。各校園の実態に応じ、SNSをテーマにした研修会や学習会を実施した。	実施	有	A	リーフレットやポスターについては子どもだけでなく、保護者への啓発も含めた内容で検討する。また、各校園の実態に応じた研修会・学習会となるよう、計画立案の際、必要に応じて支援を行う。また、研修会終了後にアンケートを実施し、効果検証を行う。	リーフレットやポスターを作成するとともに、各校園の実態に応じた学習会及び研修会の実施を促す。また、実施後のアンケート数値をもとに研修会の効果検証を行う。		人権教育室
II	5	⑦	29	62	デートDVに関する教材の活用など、教職員を対象にしたデートDVに関する研修を実施します	人権研修	人権教育推進のための研修を実施する。	初任者が課題を自分事とらえ、多面的な子ども理解の促進を図るための人権研修を実施する。	教育センター等関係機関と連携し、初任者研修において実施。	実施	有	A	教育センター等関係各部署と連携し、男女共同参画に関する効果的な研修内容を検討する。	初任者が課題を自分事とらえ、多面的な子ども理解の促進を図るための人権研修を実施する。		人権教育室
II	5	⑦	29	62	デートDVに関する教材の活用など、教職員を対象にしたデートDVに関する研修を実施します	教職員研修	市立幼稚園・こども園新規採用者、小・中・高等学校教初任者に対する研修で男女平等教育について研修実施する。	初任者・新規採用者研修にて、男女平等教育について学習が際一デートDVについても取り扱う。	12月に実施の初任者・新規採用者研修にて、大阪府男女共同参画推進財団より講師を招聘し、「男女平等教育」について研修実施し、その中でデートDVについても触れた。	実施	有	A	デートDVに係るジェンダー平等の視点に立った今日的課題を踏まえ、継続して研修を実施する。	初任者・新規採用者研修にて、「ジェンダー平等教育」について学習し、デートDVについて触れる。研修の中で、男女共同参画について自分事として捉え、考える機会を設ける。		教育センター
II	5	⑦	29	63	児童生徒を対象にしたデートDV防止のための教育・啓発を行います	男女共同参画センター講座	小・中学校でのデートDV予防、出前講座を実施し、性別による思い込みから暴力につながることを知り、DV防止について考える機会につながる講座の開催。	引き続きデートDV予防・出前講座を実施していく。	市内中学校へのデートDV防止出張講座で、デートDVの要因や、どんなことがデートDVか、自分が被害者にも加害者にもならないためにどうすればいいのか、また、発覚が被害者にとって、相談されたときにどうすればいいのかなどを学ぶ講座を実施した。「デートDV防止出張講座」	実施	有	A	市内小中学校向けに各年代に応じたデートDV防止出張講座を開催し、デートDVを防止するための情報提供を行う。	市内小中学校向けに各年代に応じたデートDV防止出張講座を開催する。		多文化共生・男女共同参画課
II	5	⑦	29	63	児童生徒を対象にしたデートDV防止のための教育・啓発を行います	いじめ防止対策推進事業	いじめ防止啓発ポスター及びのぼりを作成、配付し学校園の取組み等に活用する。	全学校園への送付	令和6年6月末に全学校園へ送付済み。相手の気持ちを尊重することの大切さについて啓発することが、デートDV防止にも寄与するものであると考える。	実施	有	A	継続実施	全学校園へ送付し、啓発を行う。		学校教育推進室
II	5	⑦	29	63	児童生徒を対象にしたデートDV防止のための教育・啓発を行います	いじめ防止対策推進事業	いじめは「誰でも、どの学校園でも起こりうる」という認識のもと、教育委員会・学校園・家庭・地域の連携のもとで、未然防止や早期発見・早期対応に力点を置き、全中学校区で教職員・保護者合同研修を実施するとともに、全学校で児童生徒対象の学習会を実施する。また、子ども・保護者向けのポスターやリーフレットを作成し、啓発活動を行う。	リーフレットやポスターを作成するとともに、各校園の実態に応じた学習会及び研修会を実施する。	いじめの未然防止の観点から、すべての学校で児童・生徒の実態に応じた学習会を計画に基づき実施した。	実施	有	A	各校の実態に応じた研修となるよう計画立案の際、必要に応じて支援を行う。また、研修会終了後にアンケートを実施し、効果検証を行う。	各校園の実態に応じた学習会及び研修会を実施する。また、実施後のアンケート数値をもとに研修会の効果検証を行う。		人権教育室
II	6	⑩	30	64	児童生徒を対象にしたジェンダーに基づく暴力の防止のための教育・啓発を行います	いじめ防止対策推進事業	いじめ防止啓発ポスター及びのぼりを作成、配付し学校園の取組み等に活用する。	全学校園への送付	令和6年6月末に全学校園へ送付済み。相手の気持ちを尊重することの大切さについて啓発することが、ジェンダーに基づく暴力の防止にも寄与するものであると考える。	実施	有	A	継続実施	全学校園へ送付し、啓発を行う。		学校教育推進室
II	6	⑩	30	64	児童生徒を対象にしたジェンダーに基づく暴力の防止のための教育・啓発を行います	いじめ防止対策推進事業	いじめは「誰でも、どの学校園でも起こりうる」という認識のもと、教育委員会・学校園・家庭・地域の連携のもとで、未然防止や早期発見・早期対応に力点を置き、全中学校区で教職員・保護者合同研修を実施するとともに、全学校で児童生徒対象の学習会を実施する。また、子ども・保護者向けのポスターやリーフレットを作成し、啓発活動を行う。	リーフレットやポスターを作成するとともに、各校園の実態に応じた学習会及び研修会を実施する。	リーフレットやポスターを作成し配布し、リーフレットを活用した学習の推進を図った。全中学校区での合同学習会、及びすべての学校で児童・生徒対象の学習会を各校の計画に基づき実施した。	実施	有	A	リーフレットやポスターについては子どもだけでなく、保護者への啓発も含めた内容で検討する。また、各中学校区の実態に応じた研修となるよう計画立案の際、必要に応じて支援を行う。また、研修会終了後にアンケートを実施し、効果検証を行う。	リーフレットやポスターを作成するとともに、各校園の実態に応じた学習会及び研修会の実施を促す。また、実施後のアンケート数値をもとに研修会の効果検証を行う。		人権教育室

第4次東大阪市男女共同参画推進計画 進捗状況

基本方針	基本方針	基本方針	施策の名称	施策の内容	施策の内容	事業名	事業概要	R6年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R6進捗度	今後の課題・方向性など	R7年度目標	備考	担当課
II	6	⑧	30	65	人権侵害を許さないという社会的機運を醸成するために、広報・啓発活動を充実します	男女共同参画啓発事業	市政だよりを用いたDV特集記事の掲載。また、男女共同参画センター・イコーラムにて「女性に対する暴力をなくす運動のつどい」の開催。	情報紙や市政だよりのDV特集記事の掲載により、啓発を行う。男女共同参画センター・イコーラムで毎月講座内でDVを取り上げる。	市政だよりにてDV特集記事を掲載し、啓発を行った。また、男女共同参画センター・イコーラムでDVを知り、理解を深めるための講座を開催した。「DV・子ども虐待対策講座」	実施	有	A	市政だよりでの記事及び男女共同参画センター・イコーラムのウェブサイト上でDV防止に対する記事を掲載するなど様々な広報媒体を用いて、人権侵害を許さないという社会的機運を醸成するための啓発活動を行う。	男女共同参画センター・イコーラムでDVを知り、理解を深めるDVの被害者にも加害者にもさせないための講座を開催する。	多文化共生・男女共同参画課	
II	6	⑧	30	65	人権侵害を許さないという社会的機運を醸成するために、広報・啓発活動を充実します	市政だより啓発記事	人権啓発活動に伴う広報及び、子どもの人権標語の掲載	引き続き、市内小学校園の子どもが作った人権標語を毎月市政だより等へ掲載する。	市政だよりにて市内小学校園の子どもが作った人権標語を毎月掲載した。	実施	有	A	人権啓発活動に伴う広報を実施し、社会的機運を醸成するよう努める。	引き続き、市内小学校園の子どもが作った人権標語を市政だより等へ掲載する。	人権啓発課	
II	6	⑧	30	66	暴力防止のために、あらゆる機会をとらえて学習機会を提供します	男女共同参画センター講座・市政だより啓発記事など	①暴力防止のために、あらゆる機会をとらえて学習機会を提供できる講座の実施。	今後もあらゆる機会をとらえて、暴力防止にむけた学習機会の提供を行う。	男女共同参画センター・イコーラムにおいて「DV・子ども虐待対策講座」を全4回実施し、DVについて理解を深める講座を開催した。また、市政だより11月号で「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発記事を掲載した。	実施	有	A	引き続き男女共同参画センター・イコーラムにおいてDVへの理解を深める講座を実施するとともに、市政だよりへの啓発記事の掲載を行う。	男女共同参画センター・イコーラムにおいてDVへの理解を深める講座を実施し、啓発活動を行う。市政だよりにてDV特集記事を掲載する。	多文化共生・男女共同参画課	
II	6	⑧	30	66	暴力防止のために、あらゆる機会をとらえて学習機会を提供します	障害者虐待防止事業	事業者による障害者への虐待を防止するため、研修会等を開催。	事業者向けの権利擁護、虐待防止を目的とする研修会を引き続き開催していく。	施設従事者向け虐待防止講演会をR7.3.14に開催。テーマ「「聞かない」虐待防止に向けてー虐待は「気づき」の積み上げで防ぐことができるー」。事業所からの参加者は総数130名。	実施	有	B	障害者差別解消法と合わせて、施設従事者による虐待の予防に向けて理解促進に努める。虐待の報告があった施設に対して虐待研修の講師派遣を積極的に進めていく。	事業者向けの権利擁護、虐待防止を目的とする研修会を引き続き開催していく。	障害施策推進課	
II	6	⑨	31	67	子どもへの暴力に関する情報を収集し、児童虐待防止法などの啓発や充実を図ります	DV対策事業	子ども見守り相談センター主催の研修会等に参加し、子どもへの暴力に関する情報を収集。	引き続き、要保護児童対策地域協議会主催の研修会に参加し、子どもへの暴力に関する情報を収集。また、協力して児童虐待防止法などの啓発や充実を図る。	子ども見守り相談センター主催の研修会等に参加し、子どもへの暴力に関する情報を収集し、また、協力して児童虐待防止法などの啓発や充実を図った。	実施	有	A	今後も、子ども見守り相談センター主催の研修会等に参加し、子どもへの暴力に関する情報を収集していく。また、協力して児童虐待防止法などの啓発や充実を図っていく。	面談などととも、DV啓発とともに、児童虐待についてもなるべく啓発していく。	多文化共生・男女共同参画課	
II	6	⑨	31	67	子どもへの暴力に関する情報を収集し、児童虐待防止法などの啓発や充実を図ります	児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会の運営、啓発活動としてイベント、研修等を実施。3地域(中、西、東)会議において、定期的に情報交換や、事例検討に取り組み。毎年11月には子ども虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施。	要保護児童対策地域協議会の会議や研修等を活用し、関係機関と情報共有し連携に努める。11月の子ども虐待防止月間において、「オレンジリボン子どもすこやかフェスティバル」を実施、啓発活動を行うとともに、「面前三防」や「聞かない子育て」などのチラシを活用し常時啓発を図る。	要保護児童対策地域協議会の運営や、啓発活動、研修会等に取り組み。令和6年11月に子ども虐待防止キャンペーンの一環として、「オレンジリボン子どもすこやかフェスティバル」を実施した。「聞かない子育て」や「子ども放置」「面前三防」など状況に合わせた啓発チラシの配布や市民講座などを実施し啓発を行った。	実施	有	A	子ども見守り相談センターの周知や児童虐待防止についての啓発チラシを活用し広く周知・啓発に努める。	11月の子ども虐待防止月間において、「オレンジリボン子どもすこやかフェスティバル」を実施し、市民へのさらなる周知、啓発活動に努める。また、「聞かない子育て」や「面前三防」などについて、チラシ等を活用し常時周知を図る。	子ども相談課	
II	6	⑨	31	67	子どもへの暴力に関する情報を収集し、児童虐待防止法などの啓発や充実を図ります	児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会の運営、啓発活動としてイベント、研修等を実施。3地域(中、西、東)会議において、定期的に情報交換や、事例検討に取り組み。毎年11月には子ども虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施。	要保護児童対策地域協議会の会議や研修等を活用し、関係機関と情報共有し連携に努める。11月の子ども虐待防止月間において、「オレンジリボン子どもすこやかフェスティバル」を実施、啓発活動を行うとともに、「面前三防」や「聞かない子育て」などのチラシを活用し常時啓発を図る。	要保護児童対策地域協議会の運営や、啓発活動、研修会等に取り組み。令和6年11月に子ども虐待防止キャンペーンの一環として、「オレンジリボン子どもすこやかフェスティバル」を実施した。「聞かない子育て」や「子ども放置」「面前三防」など状況に合わせた啓発チラシの配布や市民講座などを実施し啓発を行った。	実施	有	A	子ども見守り相談センターの周知や児童虐待防止についての啓発チラシを活用し広く周知・啓発に努める。	11月の子ども虐待防止月間において、「オレンジリボン子どもすこやかフェスティバル」を実施し、市民へのさらなる周知、啓発活動に努める。また、「聞かない子育て」や「面前三防」などについて、チラシ等を活用し常時周知を図る。	地域支援課	
II	6	⑨	31	68	基本的な人権に基づいた「児童の権利に関する条約」の持つ理念を把握し、子どもの人権を保障することを目的に、啓発冊子の作成や市民講座などを実施します	人権啓発資料発行、人権講演会、市民人権講座	ヒューマンライツカンパニーや冊子等の人権啓発資料の発行及び、人権講演会や市民人権講座の開催	引き続き、講演会実施時に「子どもの人権」を取り上げている当該発行の人権啓発冊子「ハーモニー」を配布する。	子どもの権利条約と子どもアドボカシーを明記した人権啓発冊子「ハーモニー」または「ハーモニープラス」を各事業合計695人に配布。	実施	有	A	「ヒューマンライツカンパニー」「ハーモニー」「ハーモニープラス」に、子どもの人権をテーマに2つあげ続け、適宜内容の見直しを行う。	引き続き、講演会実施時に「子どもの人権」を取り上げている当該発行の人権啓発冊子「ハーモニー」または「ハーモニープラス」を配布する。	人権啓発課	
II	6	⑨	31	68	基本的な人権に基づいた「児童の権利に関する条約」の持つ理念を把握し、子どもの人権を保障することを目的に、啓発冊子の作成や市民講座などを実施します	児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会の運営、啓発活動としてイベント、研修等を実施。3地域(中、西、東)会議において、定期的に情報交換や、事例検討に取り組み。毎年11月には子ども虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施。	11月の子ども虐待防止月間において、「オレンジリボン子どもすこやかフェスティバル」を実施し、さらなる啓発活動に努める。また、「聞かない子育て」や「面前三防」などについて、チラシ等を活用し常時周知を図る。	令和6年11月に子ども虐待防止キャンペーンの一環として、「子どもすこやかフェスティバル」を実施し、市民への周知、啓発に努めた。「聞かない子育て」や「子ども放置」「面前三防」など状況に合わせた啓発チラシの配布を行った。	実施	有	A	子どもの尊厳を損なう児童虐待から子どもを擁護する取り組みの充実を目指す。要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携し適切な支援に努める。子どもが心身ともにすこやかに育成されるよう、市民講座等を通じて啓発活動を行う。	要保護児童対策地域協議会の会議や研修等を取り組みの充実を目指す。要保護児童対策地域協議会のネットワークの構築に連携に努める。11月の子ども虐待防止月間において、「オレンジリボン子どもすこやかフェスティバル」を実施し、市民に対する周知・啓発活動を行う。家庭の状況に応じた支援を行うことで児童虐待の予防を図る。	子ども相談課	

第4次東大阪市男女共同参画推進計画 進捗状況

基本方針	基本方向	基本施策	施策内容	施策の内容	事業名	事業概要	R6年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度と、具体的)	事業実施	男女視点	R6進捗度	今後の課題・方向性など	R7年度目標	備考	担当課	
II	6	㊸	31	68	児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会の運営、啓発活動として子育て講演会、研修等を実施。3地域(中、西、東)会議において、定期的に情報交換や、事例検討に取り組み、毎年11月には虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施。	11月の子ども虐待防止月間において、「オレンジリボン」子どもすこやかフェスティバルを実施し、さらなる啓発活動に努める。 また、「叩かない子育て」や「事前DV防止」などについて、チラシ等を活用し常時周知を図る。	令和6年11月に子ども虐待防止キャンペーンの一環として、子どもすこやかオレンジリボンフェスティバルを実施し、市民への周知、啓発に努めた。「叩かない子育て」をテーマとした「事前DV」など状況に合わせた啓発チラシの配布を行った。	実施	有	A	子どもの尊厳を損なう児童虐待から子どもを擁護する取り組みの充実を目指す。要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携し適切な支援に努める。子どもが心身にすこやかに育成されるよう、市民講座等を通じて啓発活動を行う。	要保護児童対策地域協議会の会議や研修等を活用し、情報共有することにより各関係機関とのネットワークの構築と連携に努める。 11月の子ども虐待防止月間において、「オレンジリボン」子どもすこやかフェスティバル」を実施し、市民に対する周知・啓発活動を行う。家庭の状況に沿った支援を行うことで児童虐待の予防を図る。		地域支援課	
II	6	㊸	32	69	要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関の連携を深めよう	DV対策事業	要保護児童対策地域協議会事務局が主催する代表者会議や事例検討会、地区会議に参加し連携を深める。	代表者会議、事例検討会、東、中、西の地区会議と研修に参加し、関係機関との連携に努めていく。	実施	有	A	今後も、要保護児童対策地域協議会事務局が主催する代表者会議や事例検討会、地区会議に参加し連携を深めていく。	代表者会議、事例検討会、東、中、西の地区会議と研修に参加し、関係機関との連携に努めていく。		多文化共生・男女共同参画課	
II	6	㊸	32	69	要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関の連携を深めよう	児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会の運営、啓発活動としてイベント、研修等を実施。3地域(中、西、東)会議において、定期的に情報交換や、事例検討に取り組み、毎年11月には子ども虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施。	年々増加する通告及び対応件数に対応するため、実務者のさらなるスキルアップを図る。	代表者会議 1回 調整会議 年4回 地区会議 3地区 各年3回 実務者会議 3地区 各月1~2回(年45回) 子どもすこやかオレンジリボンフェスティバル 1回 事例検討会 年2回 個別ケース検討会議 延435人 11月子ども虐待防止月間キャンペーン	実施	有	A	要保護児童対策地域協議会で各関係機関のネットワークを構築し会議や研修等でスキルアップを図る。ケース会議や共同対応を通じて、各機関との連携に努める。	年々増加する通告及び対応件数に対応するため、実務者のさらなるスキルアップを図る。複数会議を行うことにより、各機関との連携や役割分担を明確にすることで、継続的支援(切れ目のない支援)の意識を強化していく。		子ども相談課
II	6	㊸	32	69	要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関の連携を深めよう	児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会の運営、啓発活動として子育て講演会、研修等を実施。3地域(中、西、東)会議において、定期的に情報交換や、事例検討に取り組み、毎年11月には虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施。	年々増加する通告及び対応件数に対応するため、実務者のさらなるスキルアップを図る。	代表者会議 1回 調整会議 年4回 地区会議 3地区 各年3回 実務者会議 3地区 各月1~2回(年45回) 子どもすこやかオレンジリボンフェスティバル 1回 事例検討会 年2回 個別ケース検討会議 延435人 11月子ども虐待防止月間キャンペーン	実施	有	A	要保護児童対策地域協議会で各関係機関のネットワークを構築し会議や研修等でスキルアップを図る。ケース会議や共同対応を通じて、各機関との連携に努める。	年々増加する通告及び対応件数に対応するため、実務者のさらなるスキルアップを図る。複数会議を行うことにより、各機関との連携や役割分担を明確にすることで、継続的支援(切れ目のない支援)の意識を強化していく。		地域支援課
II	6	㊸	33	70	あらゆる暴力をなくすために啓発、学習機会を提供し	男女共同参画センター講座	女性に対する暴力をなくす運動期間中、DVの基本的な知識について学ぶ講座を開催。	DVのついでいにおいて、講演と展示を開催し、あらゆる暴力の防止に関する理解を促進する。	実施	有	A	女性に対する暴力をなくす運動期間中にあらゆる暴力の防止に対して理解を促進する講座やパネル展の開催を男女共同参画センターイコーラムにて、あらゆる暴力をなくす運動期間中にあらゆる暴力の防止に対して理解を促進する講座やパネル展の開催を男女共同参画センターイコーラムにて、あらゆる学習機会の提供を行う。	「DV・子ども虐待対策講座」を実施し、DVに對して理解を深めることができる講座を実施する。		多文化共生・男女共同参画課	
II	7	㊸	34	71	男女共同参画の視点に立つた「東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」を推進し	東大阪市ひとり親家庭自立促進計画の推進	令和5年に第4次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画を策定した。第2次東大阪市子どもの未来応援プランにおいて、「就業の支援」「子育てや生活面の支援」「養育費確保の促進」「経済的な支援」「相談機能や情報提供の充実」「母子専任増進団体等との連携強化」を施策の基本方向とし、本計画に関わる事業の実施を推進するもの。	令和5年3月に策定した、第2次東大阪市子どもの未来応援プランに基づき、ひとり親家庭の更なる支援に努めたい。	実施	有	A	令和5年3月に策定した「第2次子どもの未来応援プラン」に基づき、本市における子ども及びひとり親家庭の自立支援施策を総合的・計画的に推進することを図る。	令和5年3月に策定した、第2次東大阪市子どもの未来応援プランに基づき、ひとり親家庭の更なる支援に努めたい。		子ども家庭課	
II	7	㊸	34	72	ひとり親家庭等の子どもたちの発想や思いが大切にされるような子ども食堂や学習支援などの居場所づくりを推進し	子ども居場所づくり支援事業	①関係機関、関係部局および小学校から対象者の情報提供を行う。②引き続き補助団体と協賛を行うとともに、東大阪市内の子ども居場所づくりについての取り組みの輪を広げるために広報活動に取組み、新たに補助金交付を希望する団体を募集していく。	①地域の社会福祉施設に協力をいただき、施設内において小学生を対象とした、子どもたちの学習習慣の定着や学習意欲の向上を目指した居場所づくりを平成30年10月より実施し、令和6年度は7カ所で開催した。のべ利用人数 1,639人 ②市内で子ども食堂を実施・運営する団体に対して、子ども食堂の運営に要する経費の一部を補助金として交付。補助金の交付にあたっては、核保代行や事務確保の安全・安心のための経費を優先的に申請した。残費はその他経費に充当可能なもの、補助額は、調理を伴う場合は1開催当たり7,000円を、調理を伴わない場合は3,000円を補助。令和6年度は、33団体(うち11団体は新規)に補助を行った。のべ利用人数 17,864人	実施	—	A	①関係機関、関係部局から対象者への情報提供を行い、事業への利用登録者は、令和7年3月末時点で82名となっている。関係機関、関係部局から対象者への情報提供を行っていき利用登録者の増加を図っていく。 ②ここ数年、子ども食堂の新規開設の相談件数が飛躍的に伸びている。引き続き各小学校区に1つ以上の子ども食堂の設置を目指し、本補助金交付を希望する団体を募集していく。	①関係機関、関係部局および小学校から対象者への情報提供を行っていき利用登録者の増加を図っていく。 ②引き続き補助団体と協賛を行うとともに、東大阪市内の子ども居場所づくりについて、関係機関、関係部局および小学校から対象者への情報提供を行っていき利用登録者の増加を図っていく。		子ども家庭課	
II	7	㊸	35	73	ひとり親家庭等を対象にキャリア支援を含めたパソコンや簿記など就労につながる講座や助成制度の周知を図り、就労までの支援を充実し	①情報の周知 ②就労支援窓口事業	①国等の情報の周知を実施 ②就労ファクトリー東大阪において、就労を希望する方の方を対象とし、キャリアカウンセリングやセミナーを通じて、就労を支援する。	キャリア支援を含めたパソコンなどの就労につながる講座や助成制度の周知を図り、就労までの支援を実施する。	実施	有	A	今後も、就労につながる講座や助成制度の周知を図り、就労までの支援を実施する。	キャリア支援を含めたパソコンなどの就労につながる講座や助成制度の周知を図り、就労までの支援を実施する。		労働雇用政策室	

第4次東大阪市男女共同参画推進計画 進捗状況

基本方針	基本方向	基本施策	施策の進捗内容	施策の内容	事業名	事業概要	R6年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R6進捗度	今後の課題・方向性など	R7年度目標	備考	担当課
II	7	①	35	73	ひとり親家庭等を対象にキャリア支援を含めたパソコンや簿記など就労につながる講座や助成制度の周知及び就労支援の充実	ひとり親家庭を対象にした講座や助成制度の周知及び就労支援の充実	ひとり親家庭の母または父子家庭の父を対象とした就業支援講習会を開催し、就労につながるような資格の取得を図るとともに、ハローワーク等と連携して就労までの継続した支援を充実させる。	令和6年度の就業支援講習会は、正看護・准看護試験対策講座、パソコン初級(ワード試験対策、エクセル試験対策)、登録販売者受験対策講座、実務者研修・介護職員初任者研修、ケアマネジャー試験対策講座、介護福祉士試験対策講座、簿記3級受験対策講座を開催し、就職に役立つ知識・技能の習得や就職に結びやすい資格の取得を支援した。	実施	—	A	今後も、就業支援講習会を開催し就職に役立つ資格の取得ができるよう支援に努めていく。	引き続き、就業支援講習会を開催し、就職に役立つ知識・技能の習得や就職に結びやすい資格の取得を支援する。	子ども家庭課	
II	7	②	35	74	ひとり親家庭の母親などが就労の機会を広げられるよう、事業所に対して雇入れを促進するための制度の情報を提供します	①労政ニュースの発行 ②東大阪市トライアル雇用支援金	①労政ニュースをメルマガ、市公式LINEにて配信。 ②企業が国のトライアル雇用を利用して、ひとり親家庭の母親等を雇用した場合、支援金を支給。	ひとり親家庭の母親などが就労の機会を広げられる制度の情報を提供を行う	実施	有	A	労政ニュースで東大阪市トライアル雇用支援金を周知していく。	ひとり親家庭の母親などが就労の機会を広げられる制度の情報を提供を行う。	労働雇用政策室	
II	7	②	36	75	男女共同参画の視点に立った「東大阪市高齢者保健福祉計画・東大阪市介護保険事業計画」を推進します	東大阪市高齢者保健福祉計画・東大阪市介護保険事業計画策定事業	東大阪市第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定事業を策定する。	令和7・8年度に次期計画策定作業。令和6年度は取組予定なし。	未実施	—	評価なし	市民や事業所等の現状や課題を分析し、令和7年から令和8年にかけて計画を策定する。	性別を問わず高齢者や介護に関わる方へアンケートを実施し報告書にまとめる。	令和7・8年度に次期計画策定作業。令和6年度は取組みなし。	高齢介護課
II	7	②	36	76	高齢者が長年培った知識や経験を活かして、ボランティア活動や地域活動、就労などで積極的に社会参加できるように支援します	①東大阪市シルバー人材センター補助金 ②人材確保事業(東大阪商工会議所補助事業) ③高齢者就業対策事業	①簡易な就労を通じて高齢者の社会参加や生きがいづくりを行うシルバー人材センターの運営を補助する。 ②働く意欲のある高齢者が、その知識と経験を活かしながら活躍できる環境を支援する。	就労を通じて高齢者の社会参加を支援する。	実施	有	A	今後も働く意欲のある高齢者が、その知識と経験を活かしながら活躍できる環境を支援する。	就労を通じて高齢者の社会参加を支援する。	労働雇用政策室	
II	7	②	36	76	高齢者が長年培った知識や経験を活かして、ボランティア活動や地域活動、就労などで積極的に社会参加できるように支援します	男女共同参画センター講座	高齢者が長年培った知識や経験を活かして、ボランティア活動や地域活動、就労などで積極的に社会参加できるように講座を開催。	広報・周知を工夫し、参加者数の増加をめざす。	実施	有	A	男女共同参画センター・イコラムにおいて、高齢者が長年培った知識や経験を活かして、積極的に社会参加できるように支援する講座を開催した。 「特殊詐欺の被害防止講座」	多文化共生・男女共同参画課		
II	7	②	36	76	高齢者が長年培った知識や経験を活かして、ボランティア活動や地域活動、就労などで積極的に社会参加できるように支援します	地域まちづくり活動助成金	市民が自ら企画・提案・実施する事業に助成金を交付し、地域のまちづくり活動を支援する。	無し	実施	無	A	引き続き、男女がともに主体的に活動を実施できるように地域のまちづくり活動を支援していく。	無し	地域活動支援室	
II	7	②	36	76	高齢者が長年培った知識や経験を活かして、ボランティア活動や地域活動、就労などで積極的に社会参加できるように支援します	シニア地域活動実践事業	高齢者が「楽しく集い学び・語り合い行動する」講座として実施し、この講座で得たものを、身近な地域社会で役立てていただく。 ■対象者:満60歳以上の市民 ■場所:舟田総合老人センター他	参加者の男女比 1:1	実施	有	A	新規利用者増を目指し、広報の検討や、講座内容の見直しを行う。	参加者の男女比 1:1	高齢介護課	
II	7	②	37	77	高齢者が支援を必要とする状態になったとしても住み慣れた家庭・地域で住み続けられるよう、地域の見守り体制や生活支援サービスを充実します	高齢者実態把握事業	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯を対象にアンケートを実施して生活実態を把握し、支援が必要な方には相談窓口を紹介し早期に支援につながる取り組みを進めている。またアンケート未返送の方や、回答があってもより詳細な把握が必要と思われる方については訪問調査を実施し、必要に応じて関係相談機関につないでいる。	男女ともに孤立が心配な高齢者や支援の必要な高齢者を把握し、情報提供や早期の支援につながるべく、関係機関との連携の強化に努めている。	実施	有	A	把握率の向上のために、アプローチ方法や訪問回数の検討が必要である。	男女ともに孤立が心配な高齢者や支援の必要な高齢者を把握し、情報提供や早期の支援につながるべく、関係機関との連携の強化に努める。	高齢介護課	
II	7	②	37	77	高齢者が支援を必要とする状態になったとしても住み慣れた家庭・地域で住み続けられるよう、地域の見守り体制や生活支援サービスを充実します	地域包括支援センターの設置	総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントの実施	電話など対面以外の方法も活用して相談対応機能の強化を図る。	実施	有	A	継続して実施していく。	電話など対面以外の方法も活用して相談対応機能の強化を図る。	地域包括ケア推進課	
II	7	②	37	78	高齢者福祉・介護関係事業者に対して男女共同参画を啓発します	男女共同参画センター講座	高齢者福祉・介護関係事業者に対して男女共同参画を啓発するための講座を開催。	高齢者福祉・介護関係事業者に対して男女共同参画を啓発する内容の講座を実施する。	実施	有	B	高齢者福祉・介護関係事業者に対して啓発活動を行うことができなかったため、関係各課を通じて男女共同参画センター・イコラムにおいて男女共同参画を啓発する内容の講座を受講できるように申し送る。	高齢者福祉・介護関係事業者に対して男女共同参画を啓発する内容の講座を実施する。	多文化共生・男女共同参画課	
II	7	②	37	78	高齢者福祉・介護関係事業者に対して男女共同参画を啓発します	事業者指導監査事業	事業所への集団指導時に、人権尊重の観点から、介護現場でのハラスメント防止に関する啓発を行う。	全事業所に対して集団指導を実施する際に、人権尊重に関する内容を織り込む。	実施	有	A	今後も、事業所への集団指導時に利用者側の人権を尊重したサービス提供に関する啓発を行う。	全事業所に対して集団指導を実施する際に、人権尊重に関する内容を織り込む。	法人・高齢者施設課	

第4次東大阪市男女共同参画推進計画 進捗状況

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	施策の内容	事業名	事業概要	R6年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R6進捗度	今後の課題・方向性など	R7年度目標	備考	担当課
II	7	②	37	78	高齢者福祉・介護関係事業者に対して男女共同参画を啓発します	指定居宅サービス事業者等集団指導	毎年介護事業者に対して当該年度における指導及び監査の実施方法、指定等の基準及び介護給付等の算定方法、介護保険制度の改正の内容等の指導を行っている	令和6年度でWebによる集団指導を実施したが、その際にも多文化共生・男女共同参画課から提供されたイコーラムについてのパンフレットを掲載し、介護事業者へ男女共同参画の啓発を行った。	実施	有	A	今後も毎年の集団指導時に介護事業者へ男女共同参画の啓発を行っていく。	集団指導時に介護事業者へ男女共同参画の啓発を行う。		介護事業者課
II	7	③	38	79	男女共同参画の視点に立った「東大阪市障害福祉計画・東大阪市障害児福祉計画」を推進します	障害者計画の推進	障害のある女性、子ども、高齢者等の複合的な課題や障害特性等に配慮したきめ細かい支援を行うため、障害者福祉計画・障害児福祉計画を推進する。	計画の策定にあたり、関連する事業の項目の中に、障害の特性だけでなく性別・年齢などを考慮して差別的解消を行う旨を盛り込んでいる。	実施	有	B	次期計画策定に向けて、引き続き課題の整理や検討を進めるためのPDCAを行う。障害がある中での住居による課題という観点から計画の実施状況を見直す。	次年度の計画策定作業に向けて、重点課題の整理等を実施する。また、計画策定会議を開催し、意見取りのアンケート内容の調整し、課題解決につながるものとする。		障害施策推進課
II	7	③	38	80	社会参加への推進や障害者の自立支援に向けた事業を充実します	余暇活動や社会参加の取組の充実	障害のある人がさまざまな活動を通じて生涯にわたって社会参加と自己実現を盛り、文化的な生活を継続していくことができるように、幅広い分野にわたる活動全般について積極的に参加し、活動を主導できるように支援する。	市民への理解啓発を目的として、障害の有無に関わらず文化スポーツイベントとして、第57回京阪ブロッソ・スポー・ワレクリエーション大会の実施と参加。 ・障害当事者が主体となって取り組めるような機会を確保する情報提供として、東大阪(バリアフリーマラソン)の後援を業あび周知に協力。 ・市民への障害の理解啓発につながる取組として、障害のある人もない人も、みんながつい、楽しむことができる「第41回地域ふれあいのつどい」を実施。メイン会場を東大阪アード、会場会場を地域の6事業所で同時に開催。新たな形で地域に対する障害の理解啓発の取組が実施できた。 ○第41回地域ふれあいのつどい：総計2,633名、参加した障害事業所：およそ81事業所・団体等に支援する。	実施	有	A	今後も継続して、障害のあるなしに関わらず、また、若者男女を問わず、広く市民に対して、障害の理解・啓発につながる事業を実施していく。 また、地域ふれあいのつどいについては、地域に密着した形として、障害の事業所等が主体となってイベントを継続している。地域の方に対して、障害に対する理解が徐々に浸透することを目指していく。	市民への理解啓発を目的として、障害の有無に関わらず文化スポーツイベント等に取組むとともに、障害当事者が主体となり取り組めるような機会に関する情報提供を継続して実施する。 また、健常者と障害者の交流の場として「地域ふれあいのつどい」を継続して実施。市内各地の会場を設け、広く市民に対して参加を呼びかけるとともに、障害の事業所や団体が主体となって、イベントを実施、継続していきように支援する。 なお、それぞれの特性の視点から工夫してさまざまな競技種目に取り組み、親睦や交流を深めていく第58回京阪ブロッソ・スポー・ワレクリエーション大会に関しては、今回、幹事市となるため、障害者の意見や課題と向き合っており、実施していきたい。		障害施策推進課
II	7	③	39	81	地域の相談支援のネットワークづくりを支援します	相談支援体制の充実	東大阪市自立支援協議会のケア連絡会において、さまざまな相談支援の地域課題などを抽出し、課題解決に向けた議論を各支援機関と行い、課題の共有や連携を図る。	引き続き、会を通じて、様々な相談支援の地域課題などを抽出し、課題解決に向けた議論を各支援機関と行い、課題の共有や連携を図る。	実施	無	A	会の運営においては、性別・年齢を問わず、能力等に応じた役割等としているが、今後一方に偏るのであれば、規定の設置を検討していく。	引き続き、会を通じて、様々な相談支援の地域課題などを抽出し、課題解決に向けた議論を各支援機関と行い、課題の共有や連携を図る。		障害施策推進課
II	7	③	39	82	障害福祉関係事業者に対して男女共同参画を啓発します	男女共同参画センター講座	障害福祉関係事業者に対して男女共同参画を啓発するための講座の開催。	障害福祉関係事業者に対して男女共同参画を啓発する内容の講座を実施する。	未実施	—	評価なし	生涯福祉関係事業者に対して啓発活動を行うことができなかったため、関係各課を通じて男女共同参画センターイコーラムにおいて男女共同参画を啓発する内容の講座を受講できるように推進する。	障害福祉関係事業者に対して男女共同参画を啓発する内容の講座を実施する。		多文化共生・男女共同参画課
II	7	③	39	82	障害福祉関係事業者に対して男女共同参画を啓発します	障害者が安心して暮らせるための環境整備(ジレンダーにまつくあらゆる暴力の根絶)	事業所への研修時に、アンケートに基づき暴力を含む、障害者虐待の防止について、啓発を行う。	全事業所に対して、集団指導を実施する際に内容に盛り込み、新規事業所に向けて毎月、実施する。	実施	有	A	今後も、事業所に対する啓発を行っていく。	引き続き啓発を行っていく。		障害福祉事業者課
II	7	④	40	83	市が発行する多様な媒体において多言語による生活情報を発信するとともに必要に応じて翻訳・通訳の支援を行います	市政だより発行業務 市ウェブサイト管理運営業務	毎号の市政だよりのうち、行政情報・生活関連情報をA4用紙2枚程度に抜粋し、4か国語(英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語)に翻訳した外国人向けの市政だよりを多文化共生情報プラザに作成してもらっている。 ウェブサイトについても昨年度引き続き、CMS(コンテンツマネジメントシステム)を活用し、アクセシビリティに配慮しながら積極的に情報を公開していく。閲覧端末の更新にあわせ、PCだけでなくスマートフォンやタブレットでも適切に表示されるようシステム改修を行い、閲覧者が情報を得やすいサイト作りを心がけている。	市政だよりは、毎号4ヶ国語に翻訳したものを継続して作成。また、文字だけでなく、図やイラストを適宜用いて、男女共同参画の視点を取り入れた紙面づくりに取り組んだ。 ウェブサイトは、従前からの4ヶ国語表記に加えベトナム語に対応。Googleの翻訳機能は133ヶ国の多言語に対応。 音声上げソフトの導入や、やさしい日本語での情報発信により、アクセシビリティに対応しようとしている。	実施	無	A	特になし。	市政だよりは、伝えたい内容を明確にしたうえで、図やイラストを適宜用いて見やすい紙面づくりに取り組んでいく。 また、男女共同参画の視点を取り入れていく。 ウェブサイトについても昨年度引き続き、CMS(コンテンツマネジメントシステム)を活用し、アクセシビリティに配慮しながら積極的に情報を公開していく。閲覧端末の更新にあわせ、PCだけでなくスマートフォンやタブレットでも適切に表示されるようシステム改修を行い、閲覧者が情報を得やすいサイト作りを心がけていく。		広報課
II	7	④	40	83	市が発行する多様な媒体において多言語による生活情報を発信するとともに必要に応じて翻訳・通訳の支援を行います	多文化共生情報プラザ事業	平成16年7月より事業を開始。東大阪市で生活するうえで必要な情報の多言語提供、相談案内、講座開催を行っている。【英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語(スベトナム語も対応可能) 平日 9:00-17:30】行政文書等の翻訳、筆耕・語学ボランティア派遣・外国人のための1日相談サービス・多文化理解講座等	ウェブサイトの掲載や「多文化共生情報プラザだより」を広く配布することで情報を提供した。多文化共生情報プラザに、正しい文化を認め合い、共に地域社会を支え発展に寄与し、安定した暮らしを継続して可能なことを目的として、本市全ての市民を対象とした多文化共生に関連する情報の提供及び情報の収集事業、各種相談案内事業を実施した。	実施	有	B	今後も、東大阪市で生活する上での情報提供、相談事業を多言語で実施するほか、国籍に関わらず男女共同参画の視点をもと全ての住民が交差できる場の提供に努める。	引き続きウェブサイトや「多文化共生情報プラザだより」などで情報提供を実施する。		多文化共生・男女共同参画課

第4次東大阪市男女共同参画推進計画 進捗状況

基本方針	基本方針	基本方針	実施内容	実施の内容	事業名	事業概要	R6年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R6進捗度	今後の課題・方向性など	R7年度目標	備考	担当課
II	7	④	40	83	市が発行する多様な媒体において多言語による生活情報を発信するとともに必要に応じて翻訳・通訳の支援を行います	多言語による避難情報の発信	災害時緊急情報を多言語で発信します	ハザードマップ等の市民に広く行き渡る媒体を作成する際には、多言語発信を行うよう努める。	実施	—	A	ハザードマップ等の市民に広く行き渡る媒体を作成する際には、多言語発信を行うよう努める。	ハザードマップ等の市民に広く行き渡る媒体を作成する際には、多言語発信を行うよう努める。		危機管理室
II	7	④	40	83	市が発行する多様な媒体において多言語による生活情報を発信するとともに必要に応じて翻訳・通訳の支援を行います	意思疎通支援事業	聴覚障害者が社会生活を送るうえで必要不可欠な情報発信を図るため、手話通訳者の設置・派遣及び要約筆記の派遣を行う。	現在、手話通訳および要約筆記の派遣については、一定、医療や健康寿命に関することに制限しているため、その状況を改善すべく、また引き続き登録者を増やすべく、研修等の充実に努めたい。昨年度においては、設置手話通訳者の育成および確保にも努めた。	実施	有	B	本庁舎一部フロアでも遠隔手話通訳が可能となり、これらの併用等により必要な情報保障を図っていくとともに、派遣事業の登録者女性に比率が偏っており、今後も男女を問わず登録者を増やす仕組みづくりが必要。	現在、手話通訳および要約筆記の派遣については、一定、医療や健康寿命に関することに制限しているため、その状況を改善すべく、また引き続き登録者を増やすべく、研修等の充実に努めたい。		障害施策推進課
II	7	④	40	84	学校から配布する文書の翻訳・通訳ボランティアの派遣や不就学の児童生徒に対し就学機会の確保を進めるなど、外国人の子どもの教育にかかわる保護者と子どもへの支援を行います	多文化共生情報プラザ事業	平成16年7月より事業を開始、東大阪市で生活するうえで必要な情報の多言語提供、相談案内、講座開催を行っている。【英語、韓国語、中国語、ベトナム語(スペイン語も対応可能) 平日 9:00-17:30】行政文書等の翻訳、筆耕・語学ボランティア派遣・外国人のための1日相談サービス・多文化理解講座等	引き続き多文化共生情報プラザ業務を通じて、外国人の子どもの教育にかかわる保護者と子どもを支援する。	実施	有	B	教育にかかわる通訳支援において、語学ボランティアの確保が課題となっており、関係機関とも連携しながらボランティアの確保に努める。	引き続き多文化共生情報プラザ業務を通じて、外国人の子どもの教育にかかわる保護者と子どもを支援する。		多文化共生・男女共同参画課
II	7	④	40	84	学校から配布する文書の翻訳・通訳ボランティアの派遣や不就学の児童生徒に対し就学機会の確保を進めるなど、外国人の子どもの教育にかかわる保護者と子どもへの支援を行います	多言語進路ガイダンス 多文化共生フォーラム	多言語進路ガイダンスや多文化共生フォーラムについて周知し、外国人の子どもの教育にかかわる保護者と子どもへの支援を行う。	日本語指導が必要な子どもや外国人にルーツのある子どもが、同じ言語を母語とする他校の子とも出会ったり、高校生活に関する情報を聞くことにより、進路に展望を持つ。	実施	有	A	継続実施	日本語指導が必要な子どもや外国人にルーツのある子どもが出会ったり、高校生活に関する情報を聞くことにより、進路に展望を持つ。		学校教育推進室
II	7	④	40	84	学校から配布する文書の翻訳・通訳ボランティアの派遣や不就学の児童生徒に対し就学機会の確保を進めるなど、外国人の子どもの教育にかかわる保護者と子どもへの支援を行います	人権啓発	多言語進路ガイダンスや多文化共生フォーラムについて周知し、外国人の子どもの教育にかかわる保護者と子どもへの支援を行う。	日本語指導が必要な子どもや外国人にルーツのある子どもや保護者が、進路に展望を持つことができるよう関係行事の周知を行うとともに、進路指導に係る母語支援者の紹介を行う。	実施	有	A	より多くの子どもたちが、自らの進路について考える機会を持てるよう情報を周知するとともに、進路に関する関心をもつ外国籍の保護者に対する支援も継続していく。	日本語指導が必要な子どもや外国人にルーツのある子どもが出会ったり、高校生活に関する情報を聞くことにより、進路に展望を持つ。		人権教育室
II	7	④	40	84	学校から配布する文書の翻訳・通訳ボランティアの派遣や不就学の児童生徒に対し就学機会の確保を進めるなど、外国人の子どもの教育にかかわる保護者と子どもへの支援を行います	就学案内の送付 就学先アンケートの送付	翌年度入学者、東大阪市在住の外国籍児童に対し、就学案内(東大阪市立学校に入学者のための申請書)を送付している	翌年度入学者予定の119人の保護者に就学案内を送付したうち、93件の回答があり就学先を把握した。また、就学先不明の外国籍児童生徒38人の保護者にアンケートを送付したうち、11件の回答があり就学先を把握した。	実施	無	B	今回、就学先が把握できなかったものに対して引き続き調査を行っていく。	全ての児童生徒の就学先を把握する。		学事課
II	7	④	40	85	外国人住民の日本語学習やよみかき支援、生活・文化の相互理解のための講座を開催するとともに、学校教育での特別的教育課程による日本語指導を行います	日本語教室開催業務委託事業	日本語教室開催業務(市内6カ所8教室)を特定非営利活動法人東大阪日本語教室に業務委託している。日本語を学ぶことは勿論のこと、暗読・弁論大会など学習成果の発表の場を設けるとともに、バーベキューパーティなどを通じて学習者とボランティアとの地域交流の場にもなっている。	多文化共生社会を推進する施策の一環として、日本語が母語でないことにより日常生活に支障をきたしている住民を対象とする日本語教室開催業務を本市の事業に位置づけ、当該団体に事業委託している。令和2年度より教室数を1教室増やし、8教室で実施している。R6学習者数 326人 ボランティア数 223人(半期登録者延べ人数) 学習者数及びボランティア数は目標に達するともに、日本語を学びたい住民全てを受け入れ、多文化交流も活発に行われた。	実施	有	A	令和2年度より教室数を1教室増やし、8教室で実施しているが、学習者、ボランティアとも登録者数はコロナ禍以前よりも低い状態が続いている。また、ボランティアが高齢化しておりボランティアの人材確保も課題であるため、若年層を含めたボランティアおよび学習者の確保をすすめる。	学習者数 260人、ボランティア数 240人(年間のべ人数)	令和7年度目標件数については、東大阪市多文化共生指針行動計画にかかる指標に基づき目標を定めている。	多文化共生・男女共同参画課
II	7	④	40	85	外国人住民の日本語学習やよみかき支援、生活・文化の相互理解のための講座を開催するとともに、学校教育での特別的教育課程による日本語指導を行います	外国人児童生徒等への日本語教育等推進事業	学校教育での特別的教育課程による日本語指導の補助のため、母語支援者を活用し、円滑な教育活動を推進する。	日本語指導が必要な子どもや外国人にルーツのある子どもへの特別的教育課程における母語支援を希望する学校に対して、支援者を紹介し、支援を実施できるようにする。	実施	有	A	年々増加している直接編入の児童生徒及び日本語指導が必要な児童生徒への対応。シンハラ語等母語支援者の少ない希少語への対応。	関係機関(市内課室や大学等)との連携を図り、支援を希望する学校に対して円滑に母語支援者を紹介できるようにする。		人権教育室
II	7	④	40	85	外国人住民の日本語学習やよみかき支援、生活・文化の相互理解のための講座を開催するとともに、学校教育での特別的教育課程による日本語指導を行います	よみかき教室	戦争と貧困、差別と人権抑圧等により読み書きに不自由する生活を長年余儀なくされた人々に対して、識字学習機会の拡充を図ることを目的とする東大阪市よみかき教室事業を実施する。	よみかき教室を開催し、読み書きに不自由されている方々に対し、学習機会の提供を行う。	実施	有	A	新規学習者募集の周知方法、学習支援者の確保が課題であるが、今後も引き続き、性別・国籍等に関わらず、読み書きに不自由な方々に対しよみかき教室を開催し、識字学習機会の拡充を図る。	性別・国籍等に関わらず、引き続き読み書きに不自由な方々に対しよみかき教室を開催し、識字学習機会の拡充を図る。		社会教育課
II	7	④	40	86	男女共同参画の視点に立つ「東大阪市外国籍住民施策基本指針」を推進します	東大阪市多文化共生指針	国籍や文化、習慣のちがいを認め合い、多様な民族と文化とともに生きる多文化共生社会の実現に向けて、取組みを推進する。	東大阪市多文化共生指針に基づき、多文化共生指針行動計画を策定し、多文化共生社会の実現に向けた取組みを推進した。	実施	有	A	2023年～2025年度の行動計画期間の取り組みを推進する。	多文化共生指針行動計画の進捗管理を行い、取り組みを推進していくとともに、2026年度からの行動計画について検討する。		多文化共生・男女共同参画課

第4次東大阪市男女共同参画推進計画 進捗状況

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	施策の内容	事業名	事業概要	R6年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R6進捗度	今後の課題・方向性など	R7年度目標	備考	担当課	
II	7	㊸	41	87	多言語での相談体制を充実するとともに相談窓口を周知します	多文化共生情報プラザ事業	平成16年7月より事業を開始。東大阪市で生活するうえで必要な情報の多言語提供、相談案内、講座開催を行っている。【英語・韓国語・中国語、ハトナム語(スペイン語も対応可能) 平日 9:00~17:30】市内の行政文書等の翻訳、筆耕・語学ボランティア派遣・外国人のための1日相談サービス・多文化理解講座等	年間相談件数 1,050件	多文化共生情報プラザは、互いの文化を認め合い、共に地域社会を支え発展に寄与し、安定した暮らしを継続して可能となることを目的として、本市全ての住民を対象とした多文化共生に関連する情報の提供及び情報の収集事業、各種相談案内事業を実施。 令和6年度の年間相談件数は873件 目標には至らなかったが、多文化共生情報プラザのボスターやチラシを市の施設に設置するなど、11言語以上の情報提供及び相談を多言語で行う相談窓口として、より多くの住民に周知できるように努めている。	実施	有	B	引き続き11言語以上の情報提供及び相談を多言語で行う相談窓口として、より多くの住民に利用してもらえよう周知に努める。	年間相談件数 1,100件	令和7年度目標件数については、東大阪市多文化共生指針行動計画にかかる指標に基づき目標を定めている。	多文化共生・男女共同参画課
II	7	㊸	42	88	生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために、自立の支援に関する相談、就労支援や家計改善支援などを行います	生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業	生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために、自立の支援に関する相談、就労支援や家計改善支援などを行います。	生活困窮者に対する自立に関する支援に加えて、外国人やDVの問題への対応を多文化共生情報プラザや東大阪市配偶者暴力相談支援センター等と連携して支援を行っています。	実施	有	A	外国人やDVの問題への対応を多文化共生情報プラザや東大阪市配偶者暴力相談支援センター等と連携して支援を行います。	生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために、自立の支援に関する相談、就労支援や家計改善支援などを行います。	生活支援課	
II	7	㊸	43	89	「8050問題」介護と育児のダブルケア「社会的孤立」など、複雑化・多様化した生きづらさやリスクに対応する包括的な支援体制を整えます	新たな包括的支援体制整備事業	既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止める、様々な機関が連携しながら、本人に寄り添った支援する、包括的な相談支援体制を構築する。	様々な機関等との更なる連携強化をしていく。また、複雑化・多様化した課題を支援するため、地域における社会資源の把握を行い、包括的な支援体制の構築をしていく。 支援会議 30回開催 様々な分野の関係機関が参加する「地域福祉ネットワーク推進会議」を開催し、社会資源の把握に努めている。	実施	有	A	継続して、複雑化・多様化した課題を抱えている世帯への支援をするため会議を開催し、様々な機関等との連携を強化していく。また、地域における社会資源の把握については、どの視点で作成するか、情報管理等の課題があり、検討していく必要がある。	様々な機関等との更なる連携強化をしていく。また、複雑化・多様化した課題を支援するため、地域における社会資源の把握を行い、包括的な支援体制の構築をしていく。	地域福祉課		
II	7	㊸	43	89	「8050問題」介護と育児のダブルケア「社会的孤立」など、複雑化・多様化した生きづらさやリスクに対応する包括的な支援体制を整えます	相談支援事業	高齢相談支援センター及び委託相談支援センターを中心に地域の相談支援ネットワークを構築し、複雑・多様化した問題を抱える世帯を支援する。	福祉サービスの利用や生活上での困っていることを相談・対応ができるように委託する事業所を増加し、相談窓口を増加する等の相談支援体制の整備について検討する。	実施	有	A	相談件数や困難な相談ケースが増加および複雑化しており飽和状態にあるため、相談窓口がひっ迫している。そのため、相談力強化するために主任相談支援専門員の拡充を行っている。7年度相談体制の充実へ西地区へ1か所委託相談支援センターを開設予定。	福祉サービスの利用や生活上での困っていることを相談・対応ができるように委託する事業所を増加し、相談窓口を増加する等の相談支援体制の整備について検討する。	障害施策推進課		
II	7	㊸	44	90	育児や介護を安心して行えるよう道路のバリアフリー化を推進します	交通安全施設整備事業	既存の歩道における端部の段差解消、視覚障がい者誘導専用ブロックの設置等の整備を行います。	市内道路利用者の安全と円滑な利用を促進するため、歩道端部の段差解消や視覚障がい者誘導専用ブロックの設置等に取り組み、誰もが利用しやすい道路空間の構築に努める。	実施	無	A	市内道路における歩道端部の段差解消や視覚障がい者誘導専用ブロックの設置の取り組みを継続的に実施していく。	市内道路利用者の安全と円滑な利用を促進するため、歩道端部の段差解消や視覚障がい者誘導専用ブロックの設置等に取り組み、誰もが利用しやすい道路空間の構築に努める。	道路整備課		
II	7	㊸	44	91	防犯カメラや防犯灯の設置など犯罪防止のための地域環境の整備を推進します	防犯灯設置補助事業	自治会が設置する防犯灯に対して、設置費用の一部補助するもの。	2,100灯(令和6年度予算31,500千円)	実績報告書を受領した。	実施	有	A	事業継続予定。	1,800灯(令和7年度予算2,700千円)	公民連携協働室	
II	7	㊸	44	91	防犯カメラや防犯灯の設置など犯罪防止のための地域環境の整備を推進します	共同施設設置事業	市内の商店街を訪れる方の安全安心な買い物環境づくりのため、商店街が街路灯や防犯カメラを設置する際に補助金を交付する。	5団体に対し補助金を交付(前年度希望調査による)	5団体に対し補助金の交付を行った(アーケード補修、防犯カメラ設置など。)	実施	有	A	今後についても安全安心な買い物環境整備を推進するため、引き続き希望のあった団体に対し補助金を交付していく。	9団体に対し補助金を交付(前年度希望調査による)	商業課	
II	7	㊸	44	91	防犯カメラや防犯灯の設置など犯罪防止のための地域環境の整備を推進します	防犯カメラ設置事業	防犯カメラ設置は犯罪検挙や犯罪防止の観点から治安上効果的なものであり、警察と連携して効果的な設置場所を選定した箇所に防犯カメラを設置していく事業	令和6年度中に防犯カメラ20台を新たに設置。	防犯カメラの設置により犯罪検挙や犯罪防止の観点から治安上効果的なものであった。	実施	有	A	防犯カメラの設置により犯罪防止のための地域環境の整備を推進する。	令和7年度中に防犯カメラ20台を新たに設置。	土木環境課	
III	8	㊸	45	92	女性教職員の管理職登用や学校運営への積極的参画を進め、すべての教育活動・校務分掌を男女の教職員が平等に担う体制をつくります	啓発活動	学校ヒアリング等で学校長から状況を把握し、指導助言を進め、すべての教育活動・校務分掌を男女の教職員が平等に担う体制をつくります	6月に人事担当指導主事による学校訪問。10月、1月と人事に関するヒアリング予定。	6月の学校訪問を実施し、学校長から状況を把握し、指導助言を通して男女の教職員が平等な体制づくりを支援した。9月、12月とヒアリング予定。	実施	有	A	引き続き男女の教職員が平等な学校体制づくりについて指導助言する。	6月に人事担当指導主事による学校訪問。9月、12月と人事に関するヒアリング予定。	教職員課	
III	8	㊸	45	93	男女平等教育を進めるための研修や情報交換、交流を行います	人権研修	人権教育推進のための研修を実施する。	初任者が課題を自分事ととらえ、多面的な子ども理解の促進を図るための人権研修を実施する。	教育センター等と連携し、初任者研修において実施した。また市内全教職員を対象とした人権教育研究会において「男女平等」をテーマとした研修を実施した。	実施	有	A	教育センター等関係各部署と連携し、男女共同参画に関する効果的な研修内容を検討する。	初任者が課題を自分事ととらえ、多面的な子ども理解の促進を図るための人権研修を実施する。	人権教育室	

第4次東大阪市男女共同参画推進計画 進捗状況

基本方針	基本方針	基本方針	実施内容	施策の内容	事業名	事業概要	R6年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的)	事業実施	男女視点	R6進捗度	今後の課題・方向性など	R7年度目標	備考	担当課
Ⅲ	8	④	45	93	男女平等教育を進めるための研修や情報交換、交流を行います	教職員研修	市立幼稚園・こども園新規採用者、小・中・高等学校教職員に対する研修で男女平等教育について研修を実施する。	12月に実施の初任者・新規採用者研修にて、大阪府男女共同参画推進財団より講師を招請し、「男女平等教育」について研修実施し、その中でデートDVについても触れた。	実施	有	A	男女平等教育を推進するために、今日的課題を踏まえ、継続して研修の充実を図る。	男女平等教育を推進するために、「ジェンダー平等教育」及び「性の多様性理解」に関する研修を実施する。	教育センター	
Ⅲ	8	④	45	94	子どもたち一人ひとりが性別にとらわれることなく、個性を育むことができるよう、保育士の研修や情報交換等を行います	認可外保育施設 保育従事者研修	認可外保育施設の保育従事者を対象とする研修。保育従事者の質を高め、保育内容の向上及びより良い実践の積み上げを目的とする。	3回/年開催 令和6年12月、令和7年1月、2月に実施。	実施	有	A	今後も、子どもたちは性別や国籍等にとらわれず、個性を育むことができるよう、保育従事者に対してより充実した研修内容を実施する。	3回/年開催 令和6年度同様、対面研修に加えてweb研修も取り入れていきたい。	施設指導課	
Ⅲ	8	④	45	94	子どもたち一人ひとりが性別にとらわれることなく、個性を育むことができるよう、保育士の研修や情報交換等を行います	保育所研修事業	保育の現場に男女平等があり、とりたててそれに焦点をあてた研修ではなく、研修内容に「子ども一人ひとりが性別にとらわれることなく、個性を育むことができるよう」な内容を含む研修を実施、および参加する。	研修の実施および参加 大阪保育子育て人権研究会等の研修事業を対面で実施した。	実施	有	A	今後も引き続き(仮称)大阪保育子育て人権研究会等の研修事業を実施、参加していく。	研修の実施および参加	保育課	
Ⅲ	8	④	46	95	男女平等意識の醸成のための啓発資料の充実を図ります	男女共同参画セミナー啓発事業	男女共同参画社会に向けた男女共同参画週間記念事業の実施及び男女共同参画・多様性をテーマとした川柳の募集。	児童生徒等への啓発業務として、デートDVに関する資料を作成、提供する。イコーラムでは電子媒体を用いて年2回情報提供を行う。	中学生むけのデートDV防止マニュアルを作成し、「デートDV防止出張講座」の中で提供した。 電子媒体を用いたの情報提供は実施できなかった。	実施	有	B	子どものころからの男女平等意識の醸成をはかるため、デートDV防止出張講座を実施し、誰もが自分らしく生きられるような学習機会を提供するとともに、ハンドブックなどを作成し啓発資料の充実を図る。	市内小・中学校に対して、年代に応じたDV防止出張講座を実施し、ハンドブックなどの啓発冊子を作成する。また、男女共同参画センターイコーラムのウェブサイトを用いて男女共同参画に関連する啓発記事を掲載し、資料の充実を図る。	多文化共生・男女共同参画課
Ⅲ	8	④	46	96	子どもの人権意識の醸成とエンパワーメント支援を進めます	人権研修	人権教育推進のための研修を実施する。	人権研修を実施する。	教育センター等と連携し、経験者研修において実施した。	実施	有	A	教育センター等関係各部署と連携し、子どもの人権に関する効果的な研修内容を検討する。	様々な経験者数の教職員が、子どもの人権やエンパワーメントの在り方について考えることのできる人権研修を実施する。	人権教育室
Ⅲ	8	④	47	97	教職員に対して幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のための研修を充実します	人権研修	人権教育推進のための研修を実施する。	セクシュアル・ハラスメント防止のための研修を実施する。	教職員課等の関係各部署と連携し、全学校園に対する周知及び各校園における研修実施に対して支援を実施した。	実施	有	A	教職員課等関係各部署と連携し、セクシュアル・ハラスメント防止に関する効果的な研修内容を検討する。	セクシュアル・ハラスメント防止のための研修を実施するとともに、関係資料を学校園に配布し、各校園における意識醸成を図る。	人権教育室
Ⅲ	8	④	47	97	教職員に対して幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のための研修を充実します	教職員研修	市立幼稚園・こども園、小・中・高等学校教職員に対する経験者研修で服務に関する内容を取り扱う際、セクシュアル・ハラスメント防止も含めて研修実施する。	各経験者研修の初回で、服務に関する研修を実施し、その中で幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止についても触れる。	年度当初に実施する各経験者研修の初回で服務に関する研修を実施し、その中で幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のための研修を実施した。	実施	有	A	幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントに係る今日的課題を踏まえて、服務に関する研修の中で継続して実施する。	各経験者研修の初回の年度当初に、服務に関する研修を実施し、幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止についても触れる。職場内の意識向上と安心・安全な学校づくりにつながる研修の充実を図る。	教育センター
Ⅲ	8	④	47	98	スクール・セクシュアル・ハラスメント相談窓口の充実を図ります	人権啓発	教職員課等の関係各部署と連携して、その充実を図る。	スクール・セクシュアル・ハラスメントを含め、子どもが学校生活に関する悩みを相談できる方法を充実させる。	様々な相談窓口を紹介するポスターを作成する際、一人一台端末のホーム画面に、子ども向け相談窓口に関するホームページのショートカットのアイコンを表示していることを記載した。	実施	有	A	教職員のセクシュアル・ハラスメントについて教育センターや教職員課等関係各部署と連携し、子どもが相談しやすい支援の充実に向けた取組みを進める。	スクール・セクシュアル・ハラスメントを含め、子どもが学校生活に関する悩みを相談できる。関係各課との連携、ICTの活用等を進めている。	人権教育室
Ⅲ	8	④	48	99	保護者に対する男女共同参画に関する啓発活動を充実します	地域子育て支援センター事業	子育て支援センターにおいて、地域の親子が集まって互いに交流を深めることのできる場を提供する。その中で、男女問わず子育てに関心を持ち、積極的に参加するきっかけとする。また、子育ての悩みや不安の相談に応じた情報提供をする。	情報誌等を通じて、男性の育児参加を啓発していく。妊娠中の「プレママ・プレパパ」の取り組みを強化すると共に、育児を活用し、父親も参加しやすい講座・イベントの開催を進めていく。取り込みを通して親子のコミュニケーションの取り方に関心を持ってもらい、子育てを楽しむきっかけになるように取り組む。	子育て支援情報誌等、発行物において男性の育児参加を意図していく。男性の育児取得率が上がり、平日でも父親の参加が見られたり、土曜日などは特に母親の休息目的で父で参加する方や、両親そろっての参加も多く見られ、親子の遊び場としてそれぞれに親子間での交流が見られた。父親が参加しやすい講座、イベントの開催も積極的に進め、取り込みを通して親子のコミュニケーションの取り方に関心を持ってもらい、子育てを楽しむきっかけになるように取り組んだ。	実施	有	A	引き続き情報誌等を通じて男性の育児参加を啓発していく。妊娠中のプレママ・プレパパの取り組みを強化すると共に育児を活用し、父親も参加しやすい内容の講座・イベントの開催を進めていく。取り込みを通して親子のコミュニケーションの取り方に関心を持ってもらい、子育てを楽しむきっかけになるようにしていく。	情報誌等を通じて、男性の育児参加を啓発していく。妊娠中の「プレママ・プレパパ」の取り組みを強化すると共に育児を活用し、父親も参加しやすい講座・イベントの開催を進めていく。父親同士が繋がりあえるような働きかけをしていく。取り込みを通して親子のコミュニケーションの取り方に関心を持ってもらい、子育てを楽しむきっかけになるように取り組む。	施設給付課
Ⅲ	8	④	48	99	保護者に対する男女共同参画に関する啓発活動を充実します	地域子育て支援センター事業	子育て支援センターにおいて、地域の親子が集まって互いに交流を深めることのできる場を提供する。その中で、男女問わず子育てに関心を持ち、積極的に参加するきっかけとする。また、子育ての悩みや不安の相談に応じた情報提供をする。	情報誌等を通じて、男性の育児参加を啓発していく。妊娠中の「プレママ・プレパパ」の取り組みを強化すると共に、育児を活用し、父親も参加しやすい講座・イベントの開催を進めていく。取り込みを通して親子のコミュニケーションの取り方に関心を持ってもらい、子育てを楽しむきっかけになるように取り組む。	子育て支援情報誌等、発行物において男性の育児参加を意図していく。男性の育児取得率が上がり、平日でも父親の参加が見られたり、土曜日などは特に母親の休息目的で父で参加する方や、両親そろっての参加も多く見られ、親子の遊び場としてそれぞれに親子間での交流が見られた。父親が参加しやすい講座、イベントの開催も積極的に進め、取り込みを通して親子のコミュニケーションの取り方に関心を持ってもらい、子育てを楽しむきっかけになるように取り組んだ。	実施	有	A	引き続き情報誌等を通じて男性の育児参加を啓発していく。妊娠中のプレママ・プレパパの取り組みを強化すると共に育児を活用し、父親も参加しやすい内容の講座・イベントの開催を進めていく。取り込みを通して親子のコミュニケーションの取り方に関心を持ってもらい、子育てを楽しむきっかけになるようにしていく。	情報誌等を通じて、男性の育児参加を啓発していく。妊娠中の「プレママ・プレパパ」の取り組みを強化すると共に育児を活用し、父親も参加しやすい講座・イベントの開催を進めていく。父親同士が繋がりあえるような働きかけをしていく。取り込みを通して親子のコミュニケーションの取り方に関心を持ってもらい、子育てを楽しむきっかけになるように取り組む。	保育課
Ⅲ	8	④	48	99	保護者に対する男女共同参画に関する啓発活動を充実します	いじめ防止対策推進事業	いじめ防止対策推進事業	各校園の実態に応じ、PTAを対象とした研修会の実施を支援するとともに、保護者への啓発も含めたリーフレットやポスターを作成する。	リーフレットやポスターを作成し配布した。全中学校区で教職員と保護者を対象に、各校の計画に基づいた人権研修を実施した。	実施	有	A	各中学校区の実態に応じたPTA研修の実施にむけ、必要に応じて支援を行う。また、リーフレットやポスターについては子どもだけでなく、保護者への啓発も含めた内容で検討する。	各校園の実態に応じ、PTAを対象とした研修会の実施を支援するとともに、保護者への啓発も含めたリーフレットやポスターを作成する。	人権教育室

第4次東大阪市男女共同参画推進計画 進捗状況

基本方針	基本方向	基本施策	実施内容	施策の内容	事業名	事業概要	R6年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R6進捗度	今後の課題・方向性など	R7年度目標	備考	担当課
Ⅲ	8	④	49	100	「男女共同参画週間」、「男女雇用機会均等月間」、「人権週間」など、あらゆる機会を捉えて男女共同参画に対する関心と理解を深めるための広報・啓発活動を実施します	①労政ニュースの発行 ②企業啓発冊子「企業はいま…」の発行、配布	①労政ニュースをメルマガ、市公式LINEにて配信。 ②企業啓発冊子「企業はいま…」の発行し、東大阪市企業人権協議会の会員企業・人権文化部・福祉部などに配布する。	労働者が性別により差別されることがなく、男女がともに能力を發揮できる社会の実現を目指し、男女協働の職場づくりに関する情報を広報、啓発を行う。	実施	有	A	企業啓発冊子「企業はいま…」の配布を通して、今後も男女共同に関する情報の広報、啓発に努める。	労働者が性別により差別されることがなく、男女がともに能力を發揮できる社会の実現を目指し、男女協働の職場づくりに関する情報を広報、啓発を行う。		労働雇用政策室
Ⅲ	8	④	49	100	「男女共同参画週間」、「男女雇用機会均等月間」、「人権週間」など、あらゆる機会を捉えて男女共同参画に対する関心と理解を深めるための広報・啓発活動を実施します	男女共同参画センター主催事業	6月に男女共同参画週間記念事業、2月にイコラームフェスタの開催。 市政だよりにおいて特集記事を掲載(6月:男女共同参画週間、11月:仕事と生活の調和～ワーク・ライフ・バランス～、女性に対する暴力根絶)。	センターで開催する講座の平均参加率100パーセント	男女共同参画センター・イコラームにおいて、「男女共同参画週間記念事業」及び「イコラームフェスタ」を開催し、男女共同参画に対する関心と理解を深めるための講座やイベントを開催した。 また、市政だよりにおいて特集記事を掲載した(6月:男女共同参画週間、11月:女性に対する暴力をなくす運動、3月:仕事と生活の調和～ワーク・ライフ・バランス～)。令和6年度開催講座への参加率:93%	実施	有	B	「男女共同参画週間記念事業」や「イコラームフェスタ」など、あらゆる機会を捉えて男女共同参画に対する関心と理解を深めるための広報・啓発活動を実施する。 市政だよりにおいて特集記事を掲載する(6月:男女共同参画週間、11月:仕事と生活の調和～ワーク・ライフ・バランス～、女性に対する暴力をなくす運動)。	男女共同参画センター・イコラームにおいて男女共同参画を促進する講座やイベントを開催し、平均参加率100%をめざす。 市政だよりにおいて特集記事を掲載する(6月:男女共同参画週間、11月:仕事と生活の調和～ワーク・ライフ・バランス～、女性に対する暴力をなくす運動)。	多文化共生・男女共同参画課
Ⅲ	8	④	49	100	「男女共同参画週間」、「男女雇用機会均等月間」、「人権週間」など、あらゆる機会を捉えて男女共同参画に対する関心と理解を深めるための広報・啓発活動を実施します	人権啓発講演会	5月憲法週間、7月東大阪市人権尊重のまちづくり強化月間、12月人権週間の各週間に人権講演会等を開催し開催に伴う広報活動	引き続き、講演会実施時に「女性の人権」を取り上げている当該発行の人権啓発冊子「ハーモニー」を配布する。	実施	有	A	「ヒューマンライカレンダラー」、「ハーモニー」、「ハーモニープラス」に、女性の人権をテーマにとりあげ続け、適宜内容の見直しを行う。	引き続き、講演会実施時に「女性の人権」を取り上げている当該発行の人権啓発冊子「ハーモニー」または「ハーモニープラス」を配布する。	人権啓発課	
Ⅲ	8	④	49	101	市などの主催する講演会や生涯学習のセミナーなど多様な機会を活用して広報・啓発を行います	国際識字デー・市民のついで	国際識字デーの日(9/8)に、講演会や演奏会を実施する。ミニ識字版では、教室紹介や識字啓発の展示を行った。	男女共同参画センター(イコラーム)でイベントを開催することにより、来場者の意識向上に繋がる。	実施	有	A	引き続き、識字デーにて講演会を開催し広報や啓発を行っていく。	令和7年度は、識字デーの開催日が、イコラームの休館日にあたるため、イコラームでの開催ではないが、今後も引き続き、男女共同参画推進のための広報・啓発に努める。	社会教育課	
Ⅲ	8	④	49	101	市などの主催する講演会や生涯学習のセミナーなど多様な機会を活用して広報・啓発を行います	男女共同参画センター講座	市などの主催する講演会や生涯学習のセミナーなど多様な機会を活用した広報・啓発。	センターで開催する講座の平均参加率100パーセント 男女共同参画週間記念事業、イコラームフェスタの来場者数の維持。 令和6年度男女共同参画週間記念事業来場者数:175人 令和6年度イコラームフェスタ来場者数:821人 (参考)令和5年度イコラームフェスタ来場者数:883人	実施	有	B	多様な機会を活用して、男女共同参画に関する広報・啓発活動を実施する。	男女共同参画センター・イコラームにおいて男女共同参画を促進する講座やイベントを開催し、平均参加率100%をめざす。 「男女共同参画週間記念事業」及び「イコラームフェスタ」の来場者数の増加をめざす。	多文化共生・男女共同参画課	
Ⅲ	8	④	49	102	あらゆる世代に情報を提供できるように広報媒体を工夫します	男女共同参画啓発事業	市民の男女共同参画への理解を深めることができるよう、男女共同参画に関して様々な広報媒体を用いて啓発活動を行う。	ウェブサイト、SNSなど多様な媒体を活用し広報する。 「紙芝居や絵本の読み聞かせ」	実施	有	A	あらゆる世代に情報を提供できるように、様々な広報媒体を用いて男女共同参画に関連する啓発を行うことができるよう工夫をする。	男女共同参画センター・イコラームで開催する講座のみならず、市政だよりやSNSなどあらゆる広報媒体をとおして男女共同参画に関連する広報・啓発活動を実施できるように工夫を行う。	多文化共生・男女共同参画課	
Ⅲ	8	④	49	102	あらゆる世代に情報を提供できるように広報媒体を工夫します	生涯学習情報誌「まなびにトライ!」の発行	市民の誰もが必要に応じて、いつでも、どこでも自主的に学習に取り組みることができるよう、市主催の生涯学習関連の講座やイベント、図書館イベント、大学の公開講座等の生涯学習情報誌を年2回発行し、市内の主な公共施設に設置する。	テーマを決めて表紙を作成し、あらゆる世代に手にとってもらえるような情報誌を作成する。 表紙のデザインを特集記事のテーマに沿った、目を引くものとする事で、あらゆる世代に興味を持ってもらえる情報誌を作成できた。また、本誌を公共施設に配架する他、ウェブサイトに掲載し、SNSの周知に取り組んだ。	実施	有	A	引き続きテーマを決めて作成する事で、市民にとって魅力のある情報誌を作成していく。また、特にウェブサイトを活用して広報に努めていく。	まなびにトライ!に掲載している講座の内容について、随時更新し詳細を確認するためのウェブサイトを新たに作成する。	社会教育課	
Ⅲ	8	④	49	103	男女共同参画に関する市民意識・実態調査を定期的に実施します	男女共同参画に関する市民意識調査	男女共同参画に関する市民意識調査の実施。	市民意識調査を実施。 「第4次東大阪市男女共同参画推進計画」の改定に係る基礎資料を得ることを目的として市民意識調査を市内在住者3000人を対象に郵送またはWEB回答にて実施した。またパートナーシップ制度にかかわるLINEアンケートを実施した。	実施	有	A	今後も機会あるごとに市政世論調査、市民意識調査を実施していく。	市政世論調査を実施。	多文化共生・男女共同参画課	
Ⅲ	8	④	49	104	男女共同参画に関する国、大阪府などの他自治体、海外の情報、図書、資料を収集し、わかりやすく利用しやすいように提供します	男女共同参画センター情報資料室事業	国・大阪府・各地方自治体からの提供資料及び必要に応じて購入した書籍・資料を男女共同参画センター情報資料室で保管するとともに、市民や関係者に閲覧・貸出し、誰もが男女共同参画に関する情報を取得できる環境を整備。 令和6年度貸出冊数:329冊	年間貸出冊数800冊以上	実施	有	B	国・大阪府・各地方自治体からの提供資料及び必要に応じて購入した書籍・資料を男女共同参画センター情報資料室で保管するとともに、市民や関係者に閲覧・貸出し、誰もが男女共同参画に関する情報を取得できる環境を整備した。	男女共同参画に関する国や他の自治体、海外の書籍や資料を収集し、テーマ展示など情報資料室で保管し、その月ごとにテーマに合った男女共同参画に関連する書籍の展示を行う。	多文化共生・男女共同参画課	
Ⅲ	8	④	49	105	SDGsロゴマークを活用し、男女共同参画推進のための啓発活動を行います	男女共同参画センター主催事業 男女共同参画センター講座	センター主催の講座のチラシにロゴマークの掲載。	市民意識調査において、SDGsに関する項目を入れるなど、男女共同参画推進のための啓発活動につなげる。	実施	有	A	男女共同参画センター・イコラーム主催の講座やイベントにSDGsロゴマークを掲載し、男女共同参画推進のための啓発活動を行う。	男女共同参画センター・イコラーム主催の講座やイベントにSDGsロゴマークを掲載し、男女共同参画推進のための啓発活動を行う。	多文化共生・男女共同参画課	
Ⅲ	8	④	50	106	市の発行物や提供するポスター・チラシについて性別による固定観念にとらわれない表現に努めます	男女共同参画啓発事業	市の発行物や提供するポスター・チラシについて性別による固定観念にとらわれない表現に努める。	当該で所管する広報等において性別による固定観念にとらわれない表現に努める。	実施	有	A	市の発行物やリーフレット、ポスターで性別による固定観念にとらわれない表現に努める。	当該で所管する広報等において性別による固定観念にとらわれない表現に努める。	多文化共生・男女共同参画課	

第4次東大阪市男女共同参画推進計画 進捗状況

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	施策の内容	施策の内容	事業名	事業概要	R6年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R6進捗度	今後の課題・方向性など	R7年度目標	備考	担当課
Ⅲ	8	㊦	50	106	市の発行物や提供するポスター・チラシについて性別による固定観念にとらわれない表現に努めます	消防吏員採用試験に係る募集要項の作成	採用予定人員及び試験内容等に、性別によるものを記載せず、競争試験に平等に臨める表現とする。	競争試験に際して、性別にかかわらず平等に臨むことができるよう広報し、男女ともに受験者数の拡大を目指す。	【ポスター・チラシ等について】 ・男性・女性両方の職員の写真を使用した。 ・消防局マスコットキャラクターのイラストを使用する際も、「消防トライくん(男性)」「消防ミライちゃん(女性)」を偏りなく使用した。 【その他広報について】 性別にかかわらず働くことができる職場環境であることを大学・高校等に対し広報するとともに、採用試験説明会やYouTube・Instagram等の広報媒体を通じて男女とも平等に競争試験に臨めることを周知できた。	実施	有	A	令和7年度以降も同目標達成のための取り組みを継続実施していく。	競争試験に際して、性別にかかわらず平等に臨むことができるよう広報し、男女ともに受験者数の拡大を目指す。		消防局人事課
Ⅲ	8	㊦	50	106	市の発行物や提供するポスター・チラシについて性別による固定観念にとらわれない表現に努めます	生涯学習情報誌「まなびにトライ！」	市民の誰もが必要に応じて、いつでも、どこでも自主的に学習に取り組むことができるよう、市主催の生涯学習関連の講座やイベント、図書館イベント、大学の公開講座等の生涯学習情報誌を年2回発行し、市内の主な公共施設に設置する。	性別に基づく固定的な役割分担意識やイメージにとらわれない表現となるよう意識し、情報誌を作成する。	性別に基づく固定的な役割分担意識やイメージを想起させないよう、意識して情報誌を作成した。	実施	有	A	引き続き、性別等による固定観念にとらわれない表現となるよう工夫し、多様な受け手を意識することで受け手が不快にならないような適切な表現を使用した情報誌を作成する。	多様な受け手を意識し、受け手が不快に思うことの無いよう意識し、適切な表現を使用した情報誌を作成する。		社会教育課
Ⅲ	8	㊦	50	106	市の発行物や提供するポスター・チラシについて性別による固定観念にとらわれない表現に努めます	研修事業	当該で所管する研修資料や広報について、性別による固定観念にとらわれない表現になるよう配慮する。	当該で所管する研修資料や広報について、性別による固定観念にとらわれない表現になるよう配慮する。	当該で所管する研修資料や広報について、性別による固定観念にとらわれない表現になるよう配慮し、作成できた。	実施	有	A	当該で所管する研修資料や広報について、性別による固定観念にとらわれない表現に配慮し、作成する。	当該で所管する研修資料や広報について、性別による固定観念にとらわれない表現になるよう配慮する。		人事課
Ⅲ	8	㊦	50	107	性別に基づく無意識の思い込みに気づくための講座を実施します	男女共同参画センター講座	性別に基づく無意識の思い込みに気づくための講座の実施。	アンコンシャス・バイアスを知り、無意識の思い込みに気づく自身の成長につながるような講座の実施。	男女共同参画センター・イコーラムで「イコーラム寄席」や「イコーラムパネル展」などを通じて、性別に基づく無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に気づくための講座を開催した。	実施	有	A	男女共同参画センター・イコーラムで様々な講座やイベントを通して性別に基づく無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に気づくことができるような啓発活動を行う。	男女共同参画センター・イコーラムにおいてパネル展を開催するとともに、性別に基づく無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に気づくための講座を開催する。		多文化共生・男女共同参画課
Ⅲ	8	㊦	51	108	将来の職業生活についてイメージができるよう、職場体験学習の推進を図ります	キャリア教育推進事業	職場体験学習の実施。	事前事後指導も含め将来の職業生活についてイメージできる体験学習の推進	職業体験や職業講話を実施。	実施	有	A	継続実施	事前事後指導も含め将来の職業生活についてイメージできる体験学習を推進する。		学校教育推進室
Ⅲ	8	㊦	51	109	性別による固定的な考え方にとらわれない進路指導やキャリア教育を実施します【再掲】	キャリア教育推進事業	性別による固定的な考え方にとらわれない進路指導、キャリア教育、教職員の研修、担当者会議の実施	教職員対象の研修や進路指導担当者会議を通して性別にとらわれない進路指導、キャリア教育を推進する。	教職員対象のキャリア教育研修を実施。進路指導担当者会議の実施。	実施	有	A	継続実施	教職員対象のキャリア教育研修を実施する。また、進路指導担当者会議を通して、性別にとらわれない進路指導、キャリア教育の推進を図る。		学校教育推進室
Ⅲ	8	㊦	51	110	近隣の大学と連携し、女子中・高生が進路の幅を広げるための学習機会を提供します	男女共同参画センター主催事業 男女共同参画センター講座	男女共同参画週間記念事業において、近隣の大学と連携し、男女共同参画に関する川柳を募集するとともに、女子中・高生が進路の幅を広げるための学習機会の提供。	あらゆる機会を利用して若い世代に進路の幅を広げるきっかけを作る場を提供する。	近隣の大学と連携し、男女共同参画センター・イコーラムにおいて「お茶会」や「国際ガールズデー」といった様々な講座を開催し、女子中・高生が進路の幅を広げることができる内容の講座を開催した。	実施	有	A	近隣の大学と連携するなど、あらゆる機会を利用して若い世代に進路の幅を広げるための機会を作る場を提供する。	近隣の大学生と、市内の女子中・高生がコミュニケーションを取ることで、進路の幅を広げるための講座を開催する。		多文化共生・男女共同参画課
Ⅲ	8	㊦	51	111	男女共同参画センター・イコーラムの周知と活用を拡大し、あらゆる世代に向けて男女共同参画の学習機会を提供します	男女共同参画センター主催事業	6月の男女共同参画週間記念事業及び2月のイコーラムフェスタで男女共同参画の学習機会の提供。	あらゆる世代に向けて男女共同参画を学ぶ機会を提供する。	6月の男女共同参画週間記念事業や2月のイコーラムフェスタなど様々な講座やイベントを開催し、男女共同参画について学ぶ機会を提供した。 令和6年度指定管理事業講座数:64講座	実施	有	A	男女共同参画センター・イコーラムの周知を行うとともに、センターを活用し、あらゆる世代に向けて男女共同参画を学ぶ機会を提供する。	男女共同参画センター・イコーラムの周知を行うとともに、センターを活用し、あらゆる世代に向けて男女共同参画を学ぶ機会を提供する。 令和7年度開催目標講座数:65講座		多文化共生・男女共同参画課
Ⅲ	8	㊦	52	112	メディア・SNSにおける人権侵害に関する学習機会を提供します	男女共同参画センター講座	メディア・SNSにおける人権侵害に関する学習機会を提供するための講座の開催。	メディア・SNSにおける人権侵害について、男女共同参画の視点で理解を促すような講座の実施や、啓発紙の作成。	男女共同参画センター・イコーラムで実施した講座の中で、SNS等における人権侵害に関する学習機会を提供した。「DV・子ども虐待対策講座」啓発紙の作成は実施できます。	実施	有	B	メディア・SNSにおける人権侵害について、男女共同参画の視点で理解を促すような講座を開催し、学習機会を提供する。	メディア・SNSにおける人権侵害について、男女共同参画の視点で理解を促すような講座を開催し、学習機会を提供する。		多文化共生・男女共同参画課
Ⅲ	8	㊦	52	112	メディア・SNSにおける人権侵害に関する学習機会を提供します	人権啓発視聴覚教材貸出、市民人権講座	視聴覚教材(ビデオ、DVD)の貸出及び市民人権講座の開催	引き続き、他の人権課題とのバランスをとりながら、インターネットと人権をテーマとした市民人権講座を1回以上開催する。	令和6年7月13日に「インターネットと人権」をテーマにした東大阪市人権尊重のまちづくり強化月間のついでに開催。	実施	有	A	市民がインターネット上の人権侵害の被害者にも加害者にもならないよう、時代に即した啓発を行う。	引き続き、他の人権課題とのバランスをとりながら、インターネットと人権をテーマとした市民人権講座を1回以上開催する。		人権啓発課

第4次東大阪市男女共同参画推進計画 進捗状況

基本方針	基本計画	基本施策	施策内容	施策の内容	事業名	事業概要	R6年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R6進捗度	今後の課題・方向性など	R7年度目標	備考	担当課
Ⅲ	8	④	52	112	メディア・SNSにおける人権侵害に関する学習機会を提供します	教職員研修の充実	SNSの活用について、適切な判断ができる力の育成を推進します。	全学校園への送付	教職員間で情報共有や事例検討を実施。	実施	有	A	継続実施	全学校園へ送付し、啓発を行う。	学校教育推進室
Ⅲ	8	④	52	112	メディア・SNSにおける人権侵害に関する学習機会を提供します	いじめ防止対策推進事業	いじめは「誰でも、どの学校園でも起こりうる」という認識のもと、教育委員会・学校園・家庭・地域の連携のもとで、未然防止や早期発見・早期対応に力点を置き、全中学校区で教職員・保護者合同研修を実施するとともに、全学校で児童生徒対象の学習会を実施する。また、子ども・保護者向けのポスターやリーフレットを作成し、啓発活動を行う。	リーフレットやポスターを制作するとともに、各校園の実態に応じた学習会及び研修会を実施する。	実施	有	A	各中学校区の実態に応じた学習会・研修会となるよう、計画的に実施の期、必要に応じて支援を行う。また、研修会終了後にアンケートを実施し、効果検証を行う。	各校園の実態に応じた学習会及び研修会を実施するとともに、実施後のアンケート数値をもとに研修会の効果検証を行う。また、SNS等における人権侵害について学ぶ教材や資料については周知を図っていく。	人権教育室	
Ⅲ	8	④	52	113	メディア・SNSの特性を理解して、安全で人権に配慮した活用ができるよう啓発します	男女共同参画センター講座	メディア・SNSの特性を理解して、安全で人権に配慮した活用ができるよう啓発する講座の開催。	メディア・SNSの特性を理解し、安全で人権に配慮した活用を行う。	実施	有	A	メディア・SNSの特性を理解し、安全で人権に配慮した活用を行うことができるように啓発を行う。	メディア・SNSの特性を理解し、安全で人権に配慮した活用を行うための講座などの啓発活動を行う。	多文化共生・男女共同参画課	
Ⅲ	8	④	52	113	メディア・SNSの特性を理解して、安全で人権に配慮した活用ができるよう啓発します	教職員への啓発・周知	国、府の情報や資料をもとに担当者会議等で啓発・周知します。	全学校園への送付	教職員間で情報共有や事例検討を実施。	実施	有	A	継続実施	全学校園へ送付し、啓発を行う。	学校教育推進室
Ⅲ	9	④	53	114	男性向けに家事・育児・介護に関する講座やセミナーを実施するとともに男性の仲間づくりを支援します	男女共同参画センター講座	男性向けに家事・育児・介護に関する講座やセミナーを実施するとともに男性の仲間づくりを支援する講座の開催。	男性向けのセミナーを実施し、参加者数が増えるような広報活動を行う。	実施	有	A	男性向けの講座を開催するとともに、講座をとおして男性の仲間づくりを支援することができる場の提供を行う。	男女共同参画センター・イコラームにおいて男性向けに家事・育児・介護などを学ぶことができる講座を開催するとともに、実施後のアンケート数値をもとに研修会の効果検証を行う。また、SNS等における人権侵害について学ぶ教材や資料については周知を図っていく。	多文化共生・男女共同参画課	
Ⅲ	9	④	53	114	男性向けに家事・育児・介護に関する講座やセミナーを実施するとともに男性の仲間づくりを支援します	男の食と健康講座	食育の一環として、食の基礎知識と調理を習得し、男の食の自立を目指す。	3保健センター全てで、試食を伴う調理実習を取り入れたプログラムを実施する。引き続き、広く周知を図り、参加者を増やし、より多くの男性の食の自立を図る。	実施	有	A	業務都合により、保健センター2カ所でのみ実施した。実施回数6回、参加人数55人であり、昨年よりも、1回平均当たりの参加人数が増加した。	料理ができない男性が、料理ができるようになる知識や技術の習得度の向上を図るため、プログラムの内容を改善する。対象者に周知するために、広報内容も見直す。	3保健センターで実施する。対象とする料理初心者である男性の参加が増えるように、事業名を見直す。料理の知識・技術の習得度がさらに向上するようにプログラムを改善する。	健康づくり課
Ⅲ	9	④	53	114	男性向けに家事・育児・介護に関する講座やセミナーを実施するとともに男性の仲間づくりを支援します	母子保健事業	男性が家事や育児を楽しみつつ積極的に行動できるように講座「みんなでマタニティ教室」を開催している。	講座の広報活動	妊婦とそのパートナーを対象に妊婦中や産後の過ごし方、主体的に出産を進めるために心身両面からの健康管理について学んでもらっている。また、産後の育児について、父親が積極的に関わることの大切さを講座に盛り込んでいる。ひがしおさか子育て応援アプリにすくすくトライにおいても講座の広報活動を行っている。令和6年4月～令和7年3月 14回開催	実施	有	A	引き続き、父親の育児参加の促進、産後/パパ育休の情報提供を実施していく。	講座の広報活動	母子保健課
Ⅲ	9	④	53	115	男性が、家事・育児・介護に参画する重要性を広め、理解を促すための啓発資料を作成し、発信します	市政だより啓発記事(市政だより)	男性が、家事・育児・介護に参画する重要性を広め、理解を促すための啓発資料を作成し、発信するために10月号の市政だより「ワーク・ライフ・バランス」に関する特集記事を掲載する。	1回/年 市政だより等へ掲載	実施	有	A	1回/年 市政だより等へ「ワーク・ライフ・バランス」に関する記事を掲載する。	1回/年 市政だより等へ「ワーク・ライフ・バランス」に関する記事を掲載する。	多文化共生・男女共同参画課	
Ⅲ	9	④	53	116	男性が抵抗なく悩みを打ち明けることができるとともに、多様なニーズに対応した相談窓口を整備し、より一層の周知を図ります	男女共同参画センター相談事業	女性相談員による電話相談、男性相談員による電話相談、面談相談、弁護士相談、外国語による相談、メール相談など「イコラームみんなの相談室」の各種相談窓口の周知を行う。	男性を対象とした「イコラームみんなの相談室」を実施し、様々な広報媒体を用いて相談事業の周知を行う。	実施	有	A	男性が抵抗なく悩みを打ち明けられるように相談窓口の整備を行い、様々な広報媒体を用いて相談事業の周知を行う。	男性が抵抗なく悩みを打ち明けることができる相談窓口を整備し、様々な広報媒体を用いて周知活動を行う。	多文化共生・男女共同参画課	
Ⅲ	9	④	53	116	男性が抵抗なく悩みを打ち明けることができるとともに、多様なニーズに対応した相談窓口を整備し、より一層の周知を図ります	窓口における相談事業周知	男性が抵抗なく悩みを打ち明けることができるとともに、多様なニーズに対応した相談窓口を整備し、より一層の周知を図る。	広報活動	実施	有	A	男性が相談しやすい相談窓口の整備と周知が必要。	広報活動	母子保健課	
Ⅲ	9	④	54	117	PTA活動など地域活動への男女共同参画を啓発します	男女共同参画センター講座	PTA活動など地域活動への男女共同参画を啓発する講座の開催。	地域活動に参加するきっかけをつくる講座やセミナーの実施。	実施	有	A	PTA活動など、地域活動への男女共同参画を啓発する講座を実施する。	地域活動に参加するきっかけをつくる講座やセミナーを実施し、啓発活動を行う。	多文化共生・男女共同参画課	
Ⅲ	9	④	54	118	男性の地域への参加・参画を促進するため、男性のネットワークづくりを支援します	男女共同参画センター講座	男性の地域への参加・参画を促進するため、男性のネットワークづくりを支援するための講座の開催。	男性のネットワークづくりの支援となる講座を実施。男性向け「キラッ!と講座」	未実施	—	—	評価なし	男性の地域への参加・参画を促進するため、男性のネットワークづくりの支援となる講座を実施する。	男女共同参画センター・イコラームにおいて男性のネットワークづくりの支援となる講座を実施する。	多文化共生・男女共同参画課
Ⅲ	9	④	55	119	男女が共に主体的に地域での活動を展開できるように支援するとともに、男女共同参画の視点に立った市民活動団体等との協働を積極的に進めます	自治協議会運営補助事業	自治協議会の運営を補助するもの。	円滑な組織運営をサポートする。	実施	有	A	人的サポートを継続予定。	円滑な組織運営をサポートする。	公民連携協働室	

第4次東大阪市男女共同参画推進計画 進捗状況

基本方針	基本方向	基本施策	施策内容	施策の内容	事業名	事業概要	R6年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R6進捗度	今後の課題・方向性など	R7年度目標	備考	担当課
Ⅲ	9	③	55	119	男女が共に主体的に地域での活動を展開できるように支援するとともに、男女共同参画の視点に立った市民活動団体等との協働を積極的に進めます	地域まちづくり活動助成金	市民が自ら企画・提案・実施する事業に助成金を交付し、地域のまちづくり活動を支援する。	無し	スタート部門24団体・チャレンジ部門2団体、採択団体いずれも、男女がともに主体的に活動を実施した。	実施	無	A	引き続き、男女がともに主体的に活動を実施できるよう地域のまちづくり活動を支援していく。	無し	地域活動支援室
Ⅲ	9	③	55	120	男女共同参画センター・イコラームを核として、男女共同参画の視点で活動するグループを支援するとともに、相互の交流とネットワークづくりを進めます	男女共同参画センター主催事業	2月にイコラームフェスタを開催し、イコラーム登録団体の舞台発表やワークショップ、ギャラリー展示を行う。	イコラームフェスタを継続し、男女共同参画の視点で活動するグループを支援するとともに相互の交流とネットワークづくりを進める。	男女共同参画センター・イコラームにおいて、2月にイコラームフェスタを開催し、男女共同参画の視点で活動する登録団体や市内高校生による舞台発表、登録団体によるワークショップ、ギャラリー展示を行い、相互の交流を行うとともにネットワークづくりを進めるイベントを開催した。	実施	有	A	イコラームフェスタを継続して開催し、男女共同参画の視点で活動するグループを支援するとともに相互の交流とネットワークづくりを進める。	イコラームフェスタ(2月)を開催し、市内高校生や大学生と協働の舞台発表や登録団体によるワークショップ、ギャラリー展示を開催し、男女共同参画の視点で活動するグループを支援するとともに、相互の交流とネットワークづくりを行う。	多文化共生・男女共同参画課
Ⅲ	9	④	56	121	男女双方の視点に配慮した防災・災害復興を進めるため、男女共同参画の視点に立った「地域防災計画」を策定し、防災や危機管理の各種対応マニュアル等の作成を促進します	各種対応マニュアルの作成・修正	男女共同参画の視点に立った防災や危機管理の各種対応マニュアルの作成を推進します。	第1次避難所ごとに地域で避難所を運営するための地域版避難所運営マニュアルをモデル地域の自主防災会と作成する。	多様な避難所制度のあり方を視野に自主防災組織との議論に備えるべく令和4年度作成した手引きを更にブラッシュアップした。	実施	有	A	第1次避難所ごとに地域で避難所を運営するための地域版避難所運営マニュアルの作成を働きかけていく。	第1次避難所ごとに地域で避難所を運営するための地域版避難所運営マニュアルの作成を働きかけていく。	危機管理室
Ⅲ	9	④	56	122	男女共同参画の視点を持って防災・災害復興を行うために、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します	防災・災害復興の政策・方針決定	原案作成の過程において、女性の意見を積極的に取り入れる。	男女共同参画の視点を持って防災・災害復興を行うための、防災・災害復興の政策・方針の原案作成に女性が参画する。	国土強靱化地域計画、業務継続計画、災害時受援計画、避難所判断マニュアル、寝屋川流域タイムラインの修正・改定において、女性職員が担当となり業務を行った。	実施	有	A	本部門は部長職としているため、女性の登用が進んでいないが、事務局では女性の視点に立った政策・方針の原案作成に留意し、これに対して本部門の理解を求めるとともに今後とも継続していく。	男女共同参画の視点を持って防災・災害復興を行うため、防災・災害復興の政策・方針の原案作成に女性が参画する。	危機管理室
Ⅲ	9	④	56	123	地域における自主防災・減災活動への女性の参画拡大を促進します	自主防災訓練	地域の自主防災に男女で取り組めるよう支援します。	引き続き男女の区別なく、各種講演会や防災訓練等に参加できるように取り組む。	各地域や団体を対象に、防災講演会や避難所運営訓練等、様々な防災活動に男女の性別に関係なく参加してもらった。	実施	有	A	地域での防災訓練や防災講演会を実施していたように、地域へ呼びかけをして実施していきたい。	引き続き男女の区別なく、各種講演会や防災訓練等に参加できるように取り組む。	危機管理室
Ⅲ	9	④	56	123	地域における自主防災・減災活動への女性の参画拡大を促進します	男女共同参画センター講座	地域における自主防災・減災活動への女性の参画拡大を促進するための講座の開催。	地域における自主防災・減災活動への女性の参画拡大を促進するための講座の開催。	男女共同参画センター・イコラームにおいて、自身や家庭、地域でできる防災・減災対策を知り、理解と関心を深めるとともに意識を高めることを目的とした講座を開催し、女性の参画拡大を促進した。また、イコラームのウェブサイト内で电子版啓発として男女共同参画の視点から考える防災・減災の内容を掲載した。	実施	有	A	地域における自主防災・減災活動への女性の参画拡大を促進するための講座を実施する。	地域における自主防災・減災活動への女性の参画拡大を促進するための講座を開催する。	多文化共生・男女共同参画課
Ⅲ	10	⑤	57	124	性的マイノリティの人々への偏見をなくし、性に関する自己決定権が人権として尊重されるよう啓発します	企業啓発冊子「企業はいま…」の発行、配布	企業啓発冊子「企業はいま…」の発行、配布	性的マイノリティの人々への偏見をなくすよう周知する。	900冊作成(R6年度予算)、東大阪市企業人権協議会の会員企業・人権文化部・福祉部などに配布する。市ウェブサイトでも閲覧、PDFデータの保存が可能。	有	A	企業啓発冊子「企業はいま…」の配布を通して、今後も性的マイノリティの人々への偏見をなくすよう周知に努める。	性的マイノリティの人々への偏見をなくすよう周知する。	労働雇用政策室	
Ⅲ	10	⑤	57	124	性的マイノリティの人々への偏見をなくし、性に関する自己決定権が人権として尊重されるよう啓発します	男女共同参画センター講座	性的マイノリティの人々への偏見をなくし、性に関する自己決定権が人権として尊重されるよう講座の開催	性的マイノリティの人々への偏見をなくし、性に関する自己決定権が人権として尊重されるよう講座を実施する。	男女共同参画センター・イコラームで開催している「みんなのハッピースタディーズ」の中の一部分として、性の多様性や多様な家族形態への理解について考えることのできる講座を実施した。	実施	有	B	性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、お互いが個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、性の多様性に関する理解を深め、性に関する自己決定権が人権として尊重されるよう啓発する。	性的マイノリティの人々への偏見をなくし、性に関する自己決定権が人権として尊重されるよう講座及び啓発活動を行う。	多文化共生・男女共同参画課
Ⅲ	10	⑤	57	124	性的マイノリティの人々への偏見をなくし、性に関する自己決定権が人権として尊重されるよう啓発します	ポスター・チラシの作成、市政だより啓発記事	人権講演会の開催に伴う人権啓発ポスター・チラシの作成、市政だよりへの記事掲載	啓発冊子・人権啓発事業のポスター、チラシに掲載するイラストや文章について、固定的な性別役割分担に基づいた表現にならないように努め、啓発文を年一回市政だより等へ掲載する。	市政だより令和6年5月号に「性的マイノリティの人権」に関する啓発的色合いのある市内中学校の子どもが作った人権啓発を掲載。また、11月1日号に「女性の人権ホットライン」強化週刊を掲載。	実施	有	A	性的マイノリティに関する啓発的色合い(ラインカラー)だけでなく、固定的な性別役割分担に基づいた表現にならないように努めていく必要がある。	啓発冊子・人権啓発事業のポスター、チラシに掲載するイラストや文章について、固定的な性別役割分担に基づいた表現にならないように努め、啓発文を年一回市政だより等へ掲載する。	人権啓発課
Ⅲ	10	⑤	57	124	性的マイノリティの人々への偏見をなくし、性に関する自己決定権が人権として尊重されるよう啓発します	いじめ防止対策推進事業	いじめは「誰でも、どの学校園でも起こりうる」という認識のもと、教育委員会・学校園・家庭・地域の連携のもとで、未然防止や早期発見・早期対応に力点を置き、全中学校区で教職員・保護者合同研修を実施するとともに、全学校で児童生徒対象の学習会を実施する。また、子ども・保護者向けのポスターやリーフレットを作成し、啓発活動を行う。	関連法案等については改めて学校園に周知した。また、全中学校区で教職員と保護者を対象に、各校の計画に基づいた人権研修を実施した。	実施	有	A	各中学校区の実態に応じた研修となるよう計画立案の際、必要に応じて支援を行う。また、研修会終了後にアンケートを実施し、効果検証を行う。	各中学校区の実態に応じた学習会及び研修会を実施する。また、実施後のアンケート数値をもとに研修会の効果検証を行う。	人権教育室	
Ⅲ	10	⑤	57	125	多様な性や家族形態への理解の促進のための講座や研修を行います	研修事業	男女共同参画の職員研修を実施する際、研修内容として取り入れるようにする。	男女共同参画の職員研修を実施する際、研修内容として取り入れるようにする。	人権研修(男女共同参画・ハラスメント防止)の職員研修を実施する際、多様な性については研修内容として取り入れることができた。	実施	有	B	人権研修(男女共同参画・ハラスメント防止)を実施する際、研修内容として取り入れるとともに、多様な家族形態への理解については、今後時代の変化に応じて柔軟に実施していきたい。	男女共同参画の職員研修を実施する際、研修内容として取り入れるようにする。	人事課
Ⅲ	10	⑤	57	125	多様な性や家族形態への理解の促進のための講座や研修を行います	男女共同参画センター講座	多様な性や家族形態への理解の促進のための講座の開催。	多様な家族形態への理解を促進する講座を実施する。	男女共同参画センター・イコラームで開催している「みんなのハッピースタディーズ」の中の一部分として、性の多様性や多様な家族形態への理解について考えることのできる講座を実施した。	実施	有	B	センター主催講座の1コマの一部分でしか性の多様性に関する話ができなかった。今後はセンター主催講座の1コマ全てを利用して、性の多様性や多様な家族形態への理解を促すことができる講座を実施するとともに、様々な広報媒体を用いて啓発活動を行う。	男女共同参画センター・イコラームにおいて、多様な家族形態への理解を促進する講座を実施する。	多文化共生・男女共同参画課

第4次東大阪市男女共同参画推進計画 進捗状況

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	施策の内容	施策の内容	事業名	事業概要	R6年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R6進捗度	今後の課題・方向性など	R7年度目標	備考	担当課
Ⅲ	11	⑤	58	126	外国人住民やその子どもたちと相互理解を深められるように、情報提供や交流の場、学習機会の提供、充実を図ります	多文化共生情報プラザ事業	平成16年7月より事業を開始。東大阪市で生活するうえで必要な情報の多言語提供、相談案内、講座開催を行っている。【英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語(スペイン語も対応可能) 平日 9:00～17:30】市内の行政文書等の翻訳、筆耕・語学ボランティア派遣・外国人のための1日相談サービス・多文化理解講座 等	多文化共生情報プラザ業務を通して、情報提供や交流の場、学習機会の提供、充実を図る。	多文化共生情報プラザ業務を通して、情報提供や交流の場、学習機会の提供、充実を図った。	実施	有	B	引き続き11言語以上の情報提供及び相談を多言語で行う相談窓口として、より多くの住民に利用してもらえるよう周知する。また交流や学習機会提供のための事業内容の充実を図る。	多文化共生情報プラザ業務を通して、情報提供や交流の場、学習機会の提供、充実を図る。		多文化共生・男女共同参画課
Ⅲ	11	⑤	58	126	外国人住民やその子どもたちと相互理解を深められるように、情報提供や交流の場、学習機会の提供、充実を図ります	多文化共生社会推進事業	相互の違いを認め合い、お互いの文化を理解することで外国人を含む誰もが暮らしやすい東大阪市の実現に向け、子どもたちが多文化への理解を進め、子どもたちに未来の本市のまちづくりを担う力を育み、多文化共生のまちづくりの参画者を育成する。また、その発表の機会として、多文化共生フェスティバル(仮称)を開催する。	国や性別などによる役割分担意識を生まないよう、様々な観点で取組みを進める。	多文化共生教育事業推進協議会を設置し、市内関係各課及び外部有識者等との協議をふまえ、市内小学校における多文化共生教育の推進を図った。東大阪市カラフルコミュニケーションパークの開催や各校での取組みを支援し、多文化共生・多様性に関する学びを深めた。	実施	有	A	カラフルコミュニケーションパークについては令和6年度までに、市内の小中学校のほぼ全校が参加することができた。知ることでだけでなく、子どもたちが未来にむかって考えるような内容を検討する。	国や性別などによる役割分担意識を生まないよう、様々な観点で取組みを進める。		人権教育室